

いたします。例えばその地域では日本の大使館とかあるいはほかの国の大使館、そんなところもあるいは医務官などもそういった会社を勤めていると、別の会社を勤めていると、そんな話も聞いたりいたします。そういったことから、何人かのJICA関係者の方から、自分の国ではEA・OTASとかJESAではなくてほかの移送会社と契約をさせてほしいというような要望が寄せられたりしておるわけです。

しかし、実はわざわざほかの会社と契約をしなくても、現行制度上EA・OTASとかJESA以外の緊急移送会社の利用を排除しているわけではないということをぜひお伝えしたかったわけです。つまり例えばほかの緊急移送会社を使っても、海外共済会が加入している海外旅行傷害保険でその費用をカバーすることができるということになっております。したがってもし万一何かあった場合には、各国の実情によってEA・OTASを使うなりJESAを使うなりあるいはほかの緊急移送会社を使っていたとしても全く問題はないということでございます。そのような場合であっても、もちろんぜひ在外事務所を通じまして本部と連絡をとっていただきながら緊急移送に当たっていただくということにはなりますけれども、今まで手引きに載っているEA・OTAS、JESAだけしか使えないのではないという点だけ再度確認をさせていただきたいと思っております。

それから第3点目でございます。3点目は来年度の予算についてでございます。私ども専門家の福利厚生費などの予算を持っておりまして、その予算につきましてはほかのJICA全体の予算同様かなり厳しい状況でございます。午前中再三話がございましたけれども、私どもの予算も大幅な改善というものは今回残念ながら盛り込むことができませんでしたが、非常に小さいといえれば小さいのですけれども、2点ほど昨年末に固まった政府原案の中で要求が認められたものがございまして、ちょっと紹介をさせていただきますと、1つ目は特定不健康地に認められております健康管理旅行に関するものでございまして、現在この健康管理旅行が行われる場合のJICAの旅費の補助というのは、保養地域の中の基準都市までの航空運賃を出しているというような状況でございます。ただ、現実には健康管理旅行を利用して日本に帰ってこられて健康診断を受けたりされる方もおられるというような現状なものですから、特に生活環境が悪い国、具体的に特勤度が高い国とっておりますけれども、そういったところにつきましてはこれまで一定の日本以外の地域の基準都市までしか旅費の補助をしていませんでしたが、東京までの旅費を補助するという方向で予算要求をしているところでございます。この対象になる国というのは、恐らく10ヵ国程度にしかならない。余りそういう意味では多くないのかもしれませんが、わずかでも少しずつ皆様方のいろいろなそういった処遇面が改善されればということで、また正式に決まった段階で御連絡を差し上げたいと考えております。

それから2つ目の予算の内容といたしまして、子女教育手当に関するものがございまして。現在御承知のように子女教育手当というのは定額部分、これは月額1万8,000円と、それから加算分というところに2つに分けて支給されておるわけですが、加算分の限度額というのが平成3年度に一度改定されたまま、その後据え置かれておりまして、毎年これの増額を要求していたわけですが、今回、これが引き上げられる見通しが高くなってまいりました。この増額が認められた場合には、これまた長期派遣専門家の手引きなどに載っております国とか地域、それから小中高ごとに加算分の限度額というものを表にしてまとめてございまして、この表を改定して全体的に限度額を引き上げていくということになろうかと思っております。いずれにいたしましても、この2つにつきましてまた正式に成立した時点で御連絡をさせていただくということになろうかと思っております。以上が、とりあえず技術者管理課から連絡をしたいという点でございます。

次に、皆さん方の要望の中から若干コメントをさせていただくという先ほどの話でしたので触れさせていただきますと、まず旅券、パスポートですけれども、専門家の方々に発給されるパスポートについてなかなか制約が

大きいので何とかしてほしいというような要求が上げられているかと思えます。実際にこの旅券の問題というのは専門家のみならずJICA全体にかかる問題ということで、所掌といえますか取りまとめが総務部の総務課ということになっておりまして、そちらの方で検討がされておるわけですが、今日は総務課の出席がない、私どもの技術者管理課でもこの検討に若干関与しておるということがございますのでちょっとコメントをさせていただきますと、旅券制約、例えば渡航先が決められているとか一時旅券しか発行してもらえないとかいろいろな問題、御指摘されていると思います。いろいろ改善すべき点が私どももあると考えております。ただ御承知のように旅券の発給権限を持つのは外務省になっておるわけですので、なかなかJICAだけでは単純には解決できないということで、現在何とかこれを改善できないかということで外務省に対して働きかけを行っているという状況でございます。いずれにいたしましてもJICAとしては、我々としては非常に問題意識は持っているということでございますので、問題点を明らかにして粘り強く我々としては働きかけなり要望を行っていきたいと考えております。

それから、これはアルゼンチンの植物ウィルス研究計画の方から僻地認定の話を出していただいておりますけれども、僻地認定につきましては一応申請主義というものをとっておりますので、正式に僻地認定の申請をしていただければ、そこにいろいろ僻地を認定する場合の基準、例えば人口だとか最寄り都市からの距離だとか最寄り都市への交通手段云々と幾つか基準がございまして、それを点数換算した上でその点数が一定に達していれば僻地に認定するというシステムをとっております。今の時点で僻地に該当するかどうかというのはよく私どもわかりませんので、ぜひ申請を出していただいて御相談いただければと考えております。

それからこれはマレーシアのサラワク木材有効利用研究計画の方から出されております要望がございまして、一口で言いますとポイントは研究交流促進法というものがございますけれども、そういったものの考え方を採用して業務と関連のある私費一時帰国を行う場合には、在勤基本手当をカットすべきではないという御質問だというふうに理解しております。この点につきましては非常に難しい問題を含んでおりますけれども、私どもの考え方といたしましてはまず研究交流促進法、つまり例えば学会とか業務で私費で出席した場合にもその間供与はカットすべきではないという御趣旨だと思いますけれども、そういった考え方を導入すべきという御提案なわけですが、仮に国家公務員の研究職の方であっても一応JICAの専門家という形で派遣をされるという場合には、その時点でももちろん研究職という、御本人はそういうお気持ちなのだと思うのですが、我々としてはJICAの専門家として任国におもむいて技術協力をしていただくということが業務であると考えておりまして、そういうJICAの専門家という立場にこの研究交流促進法の考え方というのはそのまま適用できるかどうかというのは若干検討の余地があるのではないかと考えております。特にJICAの専門家制度といえますのは、外務公務員の制度に準拠しているという面が多々ございまして、そういった外務公務員制度とその研究職の休暇制度の考え方がうまくなじむのかどうか、これはもう少し検討をすべき話ではないかと考えております。もちろん我々といたしましても可能であれば少しでも皆様方に勉強の機会を多く持っていただいて、知識、技術の向上を図っていただきたいと考えているわけですが、何しろ今の規定自体が専門家でおられる間は任国において技術協力のあるいは技術移転の仕事に専念していただくということが制度の前提として、制度の基本的な考え方としてあるわけですので、そういった点からなかなか現時点ですぐに対応ということは難しいのではないかと考えております。

それで、一時帰国の場合であっても例えば業務と関連のある帰国であれば手当はカットされない。つまり業務一時帰国のような制度がございまして、業務と関連のある帰国であるということをぜひJICAの担当の事業

部と御相談をしていただいた上で御理解を得ていただいて、それで業務帰国というような形あるいは業務帰国に非常に近いものであるという理解をとっていただければ、まだ少しでも私どもの方で検討する余地はできてるのかなと考えております。技術者管理課というのは、例えばある用務で帰ってこられる。それが業務であるのか否かというのを細かく判断できる権限まではございませんので、担当の事業部の方で帰ってこられる用務が業務であるというふうに判断されるのであればそれを尊重するというようなことになりますので、それをぜひ担当の事業部の方と御相談させていただいて御理解を得ていただいて、業務ということで帰ってきていただければと考えております。

それから、これはケニアの社会林業訓練計画の方から出されております、事務所長限りで承認できる任国外旅行が現在7日以内ということになっておりますけれども、これを例えば10日ぐらにはできないだろうかという御要望が出されております。これにつきましては、専門家の方が在勤地を長期間離れるということをして可能な制度は、任国外旅行以外にも健康管理旅行とかそれから休暇一時帰国、そういったものがあるわけですが、そういったものに加えて任国外旅行を今よりも長期にそれも随時とれるということになりますと、やはり専門家の方が在勤中に離れる期間も必然的にふえる。専門家の業務遂行に支障を及ぼすことにもなりかねないというような観点なのだと思いますけれども、一定の制約を課しているというのが制度の趣旨でございます。ここでも御指摘があったわけですが、航空便の都合で休暇がなかなか有効に使えないというようなケースで、それは非常によくわかる面もあると思います。ケニア以外でもそういった便が非常に不便であるので大変であるというような例があるということも聞かせていただいております。しかし、一応相手方の国、任国政府の側から見た場合には、やはり業務を離れる期間というのは統一的共通であるべきであるということで、今一応7日という線を引かせていただいております。例えば10日あるいはそれ以上の任国外旅行であっても、いろいろな条件を満たせば本部で承認をできるということになっておりますので、御理解の上本部の承認を申請していただくということでお願いをしたいと思います。

それから、これはタンザニアのキリマンジャロ村落林業計画の方から何点か御要望が出されておまして、緊急医療体制の周知徹底ということがございます。これにつきましては先ほどもちょっとお話し申し上げましたし、その話を含めました通知を昨年の秋に各事務所あてに発出してあります。それから、本日お配りした厚いブルーの資料の中の114ページにも現在のシステムについて簡単にまとめた表を載せてございますので、それを御参考になっていただければと思います。

それから、専門家のための医療巡回指導について来てほしいというような御要望だと思いますけれども、これにつきましては御希望があればぜひ私どもの方でも検討したいと考えますので、ほかの国の方々であってももしこの医療巡回指導について御希望がある場合には、何らかの形でお伝えいただければと思います。

それからもう一点出ておりましたのは、これは安全対策機器類の情報提供をしてほしいということなのだと思います。安全対策機器につきましては、実は私どもの課の所掌ではなくて安全管理課というところの所管になりますけれども、本日は来ておりませんのでメモをもらって参りましたのでそれを御紹介いたしますと、安全対策機器、特に住居防犯用のものについては、例えばアラーム、照明器具、錠前、ドアキー、そういったもののカタログをいろいろ安全管理課の方で持っております。したがって、具体的な御希望があれば参考までにそういったカタログのコピーをお送りするという事は可能だそうです。ただ、住居防犯用の機器というのが一般的には現地での設置工事を伴うことが多い。それから、維持とか管理の観点からも現地での調達が有利であると考えております。したがって、安全管理課としてはそういった住居防犯機器設置の要望がある場合にはま

ずJICA事務所、現地の事務所で適当な取扱店を紹介してもらって、現地のニーズに合った機器を申請し購入していただいた方がよろしいのではないかとこのようなことでございますので、とりあえずそういうことで現地の事務所と御相談をされてみてはいかがでしょうかと思います。

以上、ざっと時間の制約もありますので駆け足で御説明してまいりましたが、まだまだ皆様方の業務続くと思えますけれども、どうか健康あるいは交通事故などにお気をつけてますます御活躍いただければということをお願い申し上げます、私からの御説明とさせていただきますと思います。どうもありがとうございました。

## 5-8 質疑応答

【大橋リーダー（中国）】 私どものところは冬は非常に寒くてマイナス20度ぐらいになるのですけれども、うちより寒いところがありまして、その人、プロジェクトじゃないのですけれども、中国では寒冷地手当をぜひともつけていただきたいという要請がいつも言われておるわけですけれども、プロジェクトでないのもその辺の要請が本部の方にうまく届いていないのではないかなと思っていましたので、その辺についてどういうふうに関心されているかちょっとお答えいただければと思ひまして質問しました。

【伊澤派遣事業部技術者管理課長】 確かに今私も、実感はないのですけれども数字を聞いていただいても非常に大変なところであるなという感じはいたしております。前から寒冷地手当ということは時々耳にはしておりますけれども、今回もそういった御要望伺いましたので、再度その可能性などについては検討させていただきます。ただ、やはりそもそも今まで全然ない制度でございますし、確か外務公務員にも寒冷地手当というのはなかったというふうに記憶しておりまして、我々専門家の制度というのは外務公務員準拠というところが基本となる部分が多いものですから、その点外務省との折衝の中でどの程度認めてもらえるかというのは厳しい場面もあるのではないかと思います。いずれにいたしましても、御要望のあったということは承っておきたいと思ひます。

【司会】 よろしいでしょうか。

それでは真ん中の方。

【山田リーダー（ネパール）】 まず第1点につきまして、専門家の確保ということで帰国専門家のブラッシュアップ研修等の構想はございませんか。というのは、専門家の場合2年から3年海外に出ましてどうしても技術的、知識的に若干落ちてくる場所がある。省庁から来られている方は帰国後そういう各省庁での研修等が可能なのですけれども、そのほかの場合ですとなかなかこういうふうな専門家自身がブラッシュアップをするというのがかなり難しいものですから、その点について第1点お伺いしたいと思います。

第2点につきましては、第2KRの問題についてなのですけれども、ネパールの場合我々のプロジェクトの場合約80%がこの費用にかかっておりまして、ただプロジェクトの方からこの第2KRについて政府側へどのように使ってくださいとお願いするのは非常に難しい。それでネパールの場合につきましても、年次協議等で第2KRの予算につきまして外務省と任国との折衝後大蔵省の方にこの予算が入りまして、大蔵省の方からの予算配分がなかなかプロジェクトの方に潤沢に回ってこないということで、事務所及び在外公館からのバックアップ等のことが可能かどうかということ、午前中の部につきまして御質問させていただきます。

午後の部につきまして、調達についてなのですけれども、過去のプロジェクトの分野別の調達機材のデータベース化というのが可能かどうか。といいますのが、毎年機材を選定いたしますときに専門家並びにカウンターパート等を含めましていろいろの協議を行うのですけれども、過去同様のプロジェクトの調達機材等のデータベ-

ス等があれば非常に参考になるものですから、お聞きしたいと思います。

それともう一点は健康管理につきましてなのですが、先ほど御説明のありましたように任国外旅行、事務所の承認の7日からということについてなのですが、現在の制度の中ですと特定不健康地の健康管理につきましては1年前の期間についての旅行の承認を認めていただくということなのですが、中には短期専門家の方で10ヵ月、11ヵ月来られる方もいますし、また任期を延長しまして2年過ぎた後に11ヵ月延長というふうなことも重々起こっているわけなのです。そのときの特に任国外旅行との7日間では、ちょっと飛行機等の問題もありますし、それともう一つこの健康管理旅行というのは身体の病気だけではなくて心の方のリフレッシュということも十分あると思うので、この辺のところ、例えば健康管理旅行につきまして任期2年以上につきましては例えば1年前の期間を半年ごとに区切っていただくというふうなことは可能なのでしょうか。以上4点につきまして、よろしくをお願いします。

【司会】 ありがとうございます。1つの問題は帰国専門家のブラッシュアップ制度について。これは技術者管理課の方からお答え、では部長の方から。わかりました。2番目の御質問が第2KRと。いわゆる先方の大蔵省と協議するときに在外事務所なり大使館からのバックアップが可能であるかどうかという御質問です。それも同じように太田部長の方から回答をしていきたいと思えます。3番目が機材調達。データベースがあるかどうかという話ですが、これは中野課長からでよろしいでしょうか。4番目は健康管理旅行、特に任期が変更した場合、もしくは短期専門家の場合に任国外旅行の弾力的な運用ということはどうでしょうか。では、これは伊澤課長の方にお聞きしたいと思います。

【太田農業開発協力部長】 それでは最初の2点ですけれども、まず専門家の派遣後研修になりますか、そういう人材育成の一環としてということですが、帰国専門家の場合に逆に言うと次の派遣がある程度ははっきりしておればそういうことは現実的にやらせていただいているというのが実態です。特に所属のない方ですと特別囑託というスキームがございまして、大体1年というのが1つの目安ですけれども、派遣前に1年間特定の事業部、実際に送られる部の部署課に配属されることが多いわけですが、その中で次のプロジェクト、自分が派遣されるプロジェクトのためのいろんな準備であるとか、あるいはその一環で申請いただければ国内でのいろんな機関への紹介をしながらそこで研修を積んでいただくということも十分可能ですので。ただそれが期間が少しあく場合、この場合は現実的にはかなり対応のしようは難しい面があるのかなという感じがいたします。いずれにせよ、我々としてもそういうせっかく経験された蓄積あるいは問題意識をさらに次のプロジェクトあるいは個別専門家という可能性もあると思えますけれども、発展させていただくための対応についてはいろんな意を用いていきたいと思えますので、またいろんな情報を早目にお知らせいただいて、そのように対応していきたいということでございます。

それから2KRの話でございますけれども、今JICAなり大使館の応援はということですが、これはもう逆に言うとむしろそういう問題提起をぜひお願いしたいと思います。私どもの方は大使館を所掌しているわけではございませんので、少なくともJICA事務所の範囲につきましては必要に応じて本部の方から逆に連絡するようなことも含めて、便宜供与といいますか応援、便宜供与というよりもこれは私どもとしては各国事務所の業務の範囲だと思っております。そういう意味で、十分そういう御相談いただく余地といいますか可能性はございますし、また直接大使館というのが難しければJICA事務所を通じてそういう形でお聞きしたいと思います。ただ、先ほど御説明いたしましたように、相手国の内政にかなり入り込んでいくという機微にわたる部分もございまして、そこあたりはおのずとある程度の限界があるということも承知して対応をしないといけな

いのだろうということですが、最後はやはりそのプロジェクトのサイティナビリティを確保するためにというところで、そのプロジェクト期間のみではなくてむしろその後も見通した中でその活用可能性という御議論をいただければ結構かと思ます。よろしくお願いたします。

【中野調達部管理課長】 それでは、過去の供与済みの機材の分野別も含むデータベース化はいかがかという御質問だと思いますが、現状と今後の方向の2点に分けてお知らせといたしますか回答を差し上げます。現状では、平成4年度までは機材給与実績表というのが各年度ごとに作成されておまして、これは国総研等それぞれのこれは全機材、ですから例えば200件の契約やれば200件の機材がプロジェクトごとに載っておりますので、平成4年まではハードコピーのプリントアウトが御利用いただけます。それから調達部でも、これは機材情報管理システムという名称で言っておりますけれども、平成5年、6年、7年の供与した機材の案件別、契約別の最終の入札用に使った仕様書と、それから契約をした段階の契約書の内訳書、これについてはコンピューターに入っておりますので、これも入手可能です。ということはどういうことかといいますと、機材の仕様を詰めるためにはどの程度のもを書けばいいかということがこれでおわかりいただけますし、それから過去入手したものの価格はその段階で内訳として幾らであったかということの情報もそれで入手していただくことが可能です。これについては5年度、6年度はすべて入っております、7年度の情報を今入力中で、これもほとんど完了しております。昨年の10月ぐらいに各事業部の方にもデモンストレーションをやりまして、今9台の端末が各事業部とつながる格好になっておりますので、この端末で今申し上げた機材情報管理システムの情報を引き出していただけるということがあります。

それから分野別については、かつて10年ぐらい前だと思いますが、林業、私の記憶が正しければ林業水産関係で一度まとめられたハードカバーの印刷物がございまして、今でも何か水産関係ですか林業関係ですか始めておられるように聞いておりますので、そうした意味では調達部の全体の方向と各分野別の方向で今そうした整備が進んでおるとい状況です。今後の方向としましては、調達部がやっております今の仕組みがどれぐらい有効なのかということについて事業部の方に問い合わせをしております、事業部の方からの回答を待ってまたこの機材情報管理システムなるものを整備していこうと思っておりますが、私どもの現在の認識としてはすべての情報を入れるということが適切なのか、分野別の機材という格好でまず整備して、それを集中統一化することがいいのかということについては、さらに検討をする必要があるのではないかと考えております。

それからもう一つ、これは私どもの方に問い合わせがあれば私どもの方でやっておりますが、事業部の方あるいはプロジェクトの方でもそういう情報が必要であれば、例えば機材が到着したときに皆様のお手元に届く機材に関する情報は、BLないしはAir way billに添付されたインボイスないしはパッキングリストですので、これについては非常に品目と簡単な概要がわかるだけで仕様に関する情報が非常に不足しておりますので、今申し上げた私どもが入力しております入札用の最終の仕様書、これはどういうプロセスを経てできるかと申しますと、プロジェクトからいただいた仕様書をほとんどの場合JICSをお願いして現地との問い合わせも含めて入札業者が応札できるような制度に直したものでございまして、とりあえずは皆様が出されたものがJICSないしは事業部の手、あるいは国内支援委員会の手を経てどれぐらいに変わったかということをごらんいただくことは、現地の情報がどれぐらい最終の仕様書に比して不足であったり過剰であったりしたことかということがおわかりいただけますので、これについてはできれば事業部と相談をして、今後は契約ができた段階でそうしたものをプロジェクトにお渡しをすれば、プロジェクトの初期の段階では情報の蓄積の一助になりますし、あるいは1つの国に同じようなプロジェクトがあったりした場合にもそういうことができると思ますので、この点につ

いては仕様の整備ということで考えております。

ただし最終的には、これお気づきの点は多々あると思いますが、どういう仕様が一番適切なのかというのは必ずしもこれは標準版があるわけではございませんで、入札業者がこの機材が何たるものか、あるいはどういう機能を果たせばいいかということを知り得る資料であればそれで十分なのです。ですから書き過ぎてもむだなことになりましてし書かなさ過ぎても正確なものが入らないと、こういう話になりますので、私どもの方では今度はフィードバックといいますか実際の業者の方に皆様からいただいて事業部の情報を入れてJICSが手直しをして最終入札にかけた仕様書が、今度はユーザー側から見て過不足があったのかどうかということについても調査をいたしまして、その辺むだなこととといいますか必要なことに時間と労力を割いていただいて、それで最小限で事務を効率化したいということも考えておりますので、まだまだその点については途上でございますが、そんなことを考えておりますということも付言させていただいて回答とさせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

【伊澤派遣事業部技術者管理課長】 それでは、最後の御質問にお答えいたします。御質問のあった件、任国外旅行と健康管理旅行とを分けて申し上げたいと思いますけれども、まず任国外旅行につきましては、短期の専門家の方の場合であっても6ヵ月以上任期がある方であれば任国外旅行は可能であるということになっております。ただ健康管理旅行につきましては、確かに1年ないと取得が難しいということになっておりまして、先ほど6ヵ月ごとではどうかというような御指摘もあったわけですが、特に短期の専門家の場合には趣旨が短期間で集中的に技術移転を進めるということでございまして、原則的になるべく業務を離れないで業務に専念していただくというような考え方があるものでございますから、どうしても健康管理旅行についてまではなかなか難しい点があるのかもしれませんが、いずれにいたしましても、任国外旅行という形を全く排除するというわけではない。

それからもう一点ございました、任期変更になった場合に前にさかのぼって健康管理休暇旅行をとれるかというような御質問の御趣旨かとも思うのですが、それはさかのぼってというのはちょっとなかなか今の制度上は難しいのではないかと。それから、ほかの次に発生する休暇の権利などとの関係もいろいろ出てきますので、なかなかその辺はちょっと苦しいのではないかと気がいたしております。

【司会】 ではどうぞ、そちらの方。

【中井リーダー（マレーシア）】 先ほど国家公務員の研究職に適用されております研究交流法をぜひJICAの方でもお認めいただきたいという意見を出した本人でございますが、これは当初日本で国際会議がありまして、私は過去の専門の関係でどうしてもそれに出ないといけないということになりまして、JICAの仕組みの中で何が可能かということをいろいろ調べたわけですが、そしてマレーシア事務所経由でお伺いしましたら、そのときの御回答はその他私費一時帰国が妥当と認めるという1行の回答が届いたわけですが、それで驚愕しまして、といいますのは現在そういったルールが昭和51年にできたのだそうです。今から20年前のルールが現在もなお使われているということについても驚きましたし、先ほど御説明がありました外務公務員制度に準拠しているから、とにかく任国にずっといなさい。ある意味では島流しになるような発想がまだ残っているのかなということも含めて、先ほど来から話題になっておますアウトプット、成果を示しなさいと会計検査等から言われたときに、研究計画ではどうしても研究発表とかそういったものが1つの数えられる明快な成果になり得ると思います。したがって、研究者であれば国際会議にどうしても自分らが関与した成果を発表したいということは多々あると思います。これはマレーシアの中でリーダーが集まって話したときも、ほかのプロジェクトの方々も同じような

ことを言っておられました。それが現状ではできないのです。それをやろうとすると、任国外旅行は国のほんの周辺だけです。例えばマレーシアからトルコの国際会議に行きたいといったときにどうすればいいか。全く今出られません。どうしてもいうことになると、わかりませんが私が京都であった国際会議に出たのも私費一時帰国という扱いになっている。きょうのお話ですと業務一時帰国を適用するようなことも考えられるというお話ですが、当初はそれはなかったわけです。これはマレーシア事務所では、限りなく業務に近い出張であるという認識をしていただいております。そういった意味では、非常に何かちぐはぐな気がしますので、言いたいことは研究職がエキスパートとして海外派遣された場合、自分の研究成果をどうしても発表したい。その場は今や国際的にあちこちで場があるわけです。そのときにJICAのエキスパートであるからいろんな不利をこうむるということであれば、私が心配するのは後輩がリクルートに応じてくれないと思います。今研究の成果はフェイス・トゥ・フェイス・コミュニケーションにしてほとんど毎年のように関連学会が外国で開かれております。こういうところに出て、外国で何をやっているか、今何が答えられたかというようなことをコミュニケーションするのが一番手取り早いわけです。論文は3年も5年も昔の話です。したがって、これを断たれるということは研究者としてはやはり致命的です。ですから、ぜひ研究交流法の精神を生かしてJICAの専門家がそういうところに出れるようにしていただきたい。これは成果主義の方にもうまくつながるのではないかと思います。

それからもう一つは、今お答えを聞いていますと全く憲法の番人と同じようできて、現在ある規定が100点満点であるという仮定に基づいていろいろお答えいただいているような気がいたします。そんなことはないと思います。20年も前につくられた制度が現在もお100点を持っていると夢想するような人はJICAにおいてほしくないと思います。これはいつも不備があるものだ。不備があればそれは直すのだという姿勢がJICA全体の中でなければ、ほかのことはこんなに大きな規模の組織ですから、私どもが毎年要望書を出しています、どこかのリーダーも書いておられましたが、これは毎年出したって何も変わらないわけです。これについては副総裁がおられたらお願いしたいのだけれども、これこれについてはあと6ヶ月で返事を出すとか、こういう状態でこのことについてはできませんでしたとかリスponsがあるべきだと思います。過去のこの5年ぐらいのこの要望をクールにまとめれば、JICAの問題点は全部出てくるのではないですか。それを現状の制度が100点満点だという概念にしがみついているから片づかない。それは変えられるはず。ぜひそうしていただきたい。以上です。

【司会】 ただいまの御意見は、多分集約すると御自身の持たれている研究の内容、それとプロジェクトでやっている内容、及びそれに各種旅行制度をどう組み合わせるかということだろうと思いますけれども、問題はそう簡単でないというように思いますが何か本部サイドの方からコメント等ございますでしょうか。

【太田農業開発協力部長】 私の知る限りでは、ちょっと学会に出られるという、ちょっと個別の話をもっとさせていただきます。中身がよくわからない、プロジェクトとの関係あたりがよくわからないので一般論についてお話ししますと、これは毎年とか例えば3ヶ月に一遍というような出席はかなり難しいわけですが、私費でなくて公費対応もできるような方法も現在ではあるというように承知しておりますけれども、前のケースでどうしてノーという話が出たのかというのはちょっとわかりませんので、一般論としてはそういう、例えばそれは理屈上はプロジェクトの運営に資するというのが一つみそでして、そういう意味で言いますとそこのジャスティフィケーションをどう整理いただくかということですので、そこあたりは本部なんかとも具体的な御相談をいただく中で解決策がある程度見つかるのかなという感じがしています。これは応用動作の世界です。

基本的な方針の変更あり得べしという話については、これはもう我々も例えばこれから特に農林水産関係の現



場というのは奥地化とか非常に難しいところに行っていただくケースがふえてまいります。そういった思いとしては、ただルールがあるからそれをとということではなくて、これを改善していくということで、例えば僻地手当の問題1つとりましても、私もその技術者の派遣関係の条件整備のメンバーになっておるのですけれども、一応ルールはルールとして何点以上というのはあるのですけれども、ほかと比べてルールはそうなのだけれどもほかの要素を入れればかなり厳しいところだといった場合に、特別査定制度なんか、査定制度といいますか審査制度があって、そういう場合には皆が合意すればそれをJICAの新たな基準として入れるというようなことを日常的には心がけてやっているわけです。そういった意味で、すべてがすべて憲法だという気持ちは必ずしも持っておりませんので、説明の仕方が不十分でそういう感じをお受け取りいただいたとするとちょっと残念なのですけれども、思いは必ずしもそうでないということは少し御理解いただきたいなど。例えばこれも何ヶ月しないと休暇にならないというケースがありますね。ところが子供さんの教育の関係でちょっと早目に出ないといけないというときに、かなりぎりぎりの決断といいますかそういうことを、まあ、第三者から見ても言うては変ですけれども、ノーズローになるというのがやはり1つはありますから、これはどうしても一定のルールというものはあるので、そこをまあ社会通念上といいますか一般的にここまでは許されるのではないかというところを実際にはかなり議論をした中で結論を出させていただいているというのが実は現実なのですが、そのプロセスがやはり見えないということも皆さんにとってはやはり不信感といいますか、本部の対応しからんというお気持ちにもなると思いますので、そういったところ今の御指摘の点を踏まえてより皆さんは現場で顔の見える協力をやっておられますので、我々は本部と皆さんのつながりをそういう意味では顔の見えるという気持ちで進めてまいりたいということで、これは施政方針みたいな話になりますけれども、お気持ちを受けとめていただければと思います。よろしく願いいたします。

【司会】 よろしいでしょうか。

すいません。先ほどそちらの方ちょっと手を挙げられていましたので、そちらの方ちょっと優先にしたいと思います。

【川崎リーダー（インドネシア）】 これはどちらかという要望に近い話になるかと思っておりますので、あえてこの場でお返事をちょうだいすることにはいただかなくてもいいのかと思います。第1点、きょう午前中にこの技術協力とそのほかのいろんな援助スキームとの連携についていろいろ考えていきたいという太田部長初め本部からの御説明があったわけですが、私も伺っておりますこれは本当になるほどなというふうに同感をさせていただいた次第でございます。と申しますのは、具体的には申し上げられませんが、私どもの統計プロジェクトも今やっておりますこの5年間に計画をしております活動の成果を何とか現場に定着をさせるということのためには、やはりもう少し広い範囲での何かが必要なのではないかなということを考えておまして、それをいろいろ手探りをしているということで、あるいはこれは例えば有償ですとか無償ですとか、そういったものとの関連だとか、そういったものも考えるべきではないかというふうに思っておるわけでございます。そういった折に、個別で派遣をされております専門家の方々あるいは大使館の方々からもサゼッションを少々いただけるようなこともございます。そういうことも含めて、これから実は考えてまいりたいと思いますが、なお私もこういう自分の仕事で実は手いっぱいございまして、とてもほかのスキームまでは頭も知恵も知識も情報も回らないということもございます。したがって、今後そういったことが出てまいります場合には本部の方にも、これは事務所を通じてでございますけれども、いろいろお知恵を拝借する。そういったこともしなければならんかと思っておりますので、ひとつその節にはよろしく御指導、御支援をちょうだいをしたいということ、これが第

1のお願いでございます。

それから第2点、これまでの御説明にはなかったかと思いますが、カウンターパートの本邦受け入れ減少でございますが、これは先般来年度分の早期の通報をちょうだいしております。それによりますと、来年度かなり厳しい御査定をいただいているなという印象を持っております。これは、その前の年と比較してということでございますが、これにつきましてはそれぞれ各プロジェクトにおかれましても事情があるかとは思いますが、私どものプロジェクトにとりましてもかなりカウンターパートの数も多い。それから本邦で今まで派遣した方々の帰ってきてからの実績から見て非常に効果があるというようなことも非常に強く印象づけられておる矢先にかなり厳しい御査定をいただいております、さてどういうふうに対応したらいいものかなということを実は私自身今頭を痛めておるといような事情がございます。加えて、私どものプロジェクト・マネージャーが一格昇進をして、またそこもかわらざるを得なくなったというようなこともございまして、いろいろ二重三重に頭も痛いということでございます。今年度予算等々非常に厳しい状況ではあるというお話は重々お話を伺って承知はしたつもりでございますが、この点につきましてなお、何と言いますかさらに御一考の余地がいただけるものかどうかよくわかりませんが、ひとつこの辺につきまして要望を申し上げておきたいと思っております。担当の方がいらっしゃるかどうかちょっと存じませんが、もしいらっしゃるでしたらひとつ御要望の趣旨等をお伝え願えれば大変幸いです。よろしく申し上げます。

【司会】 それでは、今の2点のコメントにつきましては一応御要望ということで、聞き置くということでしょうか。承知しました。

それでは時間もあれですが、もう一点御質問受け付けたいと思います。

【中井リーダー（マレーシア）】 ありがとうございます。調達部について2つあります。私どものプロジェクトで接着剤を運んだことがあります。そのときに、クルミの粉なのですがこれが爆発、これは正しくないのですけれども、最初爆発物だということで荷から抜き取られて、事実危険物扱いだったということでしたが、実際これは短期専門家の資材だったものですからこれは一緒に来ないと仕事ができないということで、私たちが慌てまして別のルートから入手して事なきを得たわけです。それからもう一つは、コンプレッサーの規格が日本国とマレーシア国では違うということで、いろいろ調べておったのですが、日本から出せるだろうという判断で書類をつくっておりました。ところが最近になって、やはりこれは現地調達をなささいというような指示が来ました。こういったあたりを、調達部では世界的に何かそういったルールなりあるいはドキュメンテーションなりをコンパイルされておれば、何か我々は全く素人ですのでまさかクルミの粉が危険物であろうとかわからないわけです。わかったときにはもう間に合わないとか、非常にタイミングとして難しい局面になっているという場合がありますので、調達部の方でこのあたりはひとつ整理されて教えていただければ大変今後助かるなということ。これが1点です。

それからもう一つは、いろいろ任国に行って次の機械の供与機材の詳細を仕様書を決定するに当たりましては、私どもの場合幸い出身の研究機関の同僚がおるものですから、そこに頼んでいろいろ日本で努力をしていただいております。ところがそういった方々の存在は、現在のJICAの流れの中では全く認められていないのではないかと思いますので、何かそのあたりを制度的にきちんと例えば何か頼むとかいうような形にさせていただくと、私ども大変ありがたいと思います。現状は本人がボランティアでやっているわけです。本人がボランティアでやっているものですから、時として精粗事を欠いて我々も困るといった場合もございまして、クレームはつけられないわけです。そういった意味で、非常に離れているところからやる場合、ほかのプロジェクトの方もそうでは

ないかと思うのですけれども、わざわざプロジェクトサイトから日本に電話をかけて見積もりをとったり仕様書を聞いたりすることもままありますけれども、たくさんのもについて全部はやれないわけなので、そういうサポート部隊がいるということです。だからそこぜひ何とか制度的にもJICAとして存在を認識していただいて、それなりの対応をしていただければ大変ありがたいと思います。以上です。ありがとうございました。

【司会】 最初の御質問は機材の調達で、例えば危険物の取り扱いであるとか各国によって異なる規格、こちら辺をデータ蓄積できないかという御質問です。第2点目は、これは仕様書作成にかかるいろいろボランティアのお手伝いということでもよろしいですか。そういったことに対して、JICAとして制度的な対応ができないかということでもあります。1番目の問題については、これは多分そのクルミの粉というのは調達部を通したのか事業部から送ったのか、短期専門家ということですから場合によっては携行機材ということもあるのかなと思いますけれども、そこら辺についてはいかがでしょうか。よろしいですか。

【中野調達部管理課長】 部分的にしかお答えできないと思いますが、各国の規制の問題と商品知識がいかに情報としてJICAの調達部のみならず事業部も含めて蓄積されておるかということだと思いますので、この辺はある意味で非常に必要性は感じておりますが非常に難しい問題であるというふうに認識しております。ただ、今多少触れられました例えば規制の問題につきましても、やはりその国の例えば輸入規制とかいうことについては私ども承知しなければいけませんので、これは事あるごとに情報を蓄積してございまして、今のところ例えば輸入禁制品ですとか国産の使用奨励品目というようなものは一応つかんでございまして、今回も全体の中で調査をしております。あとそうしたものに關する商品知識というところは、なかなか日本側ではわからないところがありますので、そこは現地のカウンターパートの方からの情報に頼らざるを得ないところがありますが、何かあればそうしたものは先ほどのように蓄積をしたいと考えております。

あと、仕様作成のための支援についての行為または善意に対して、もう少し対応がきちんとしたらどうかというような問題につきましても、これも例えば技術情報を国内から差し上げるときの支援も含めて、どういう仕組みになっておるのかということをもう少し大きく検討する必要があると思いますが、今のところJICAの方ではJICSを使う場合のほかは必ずしも予算がないというわけではないのですが、調達部が関与する形ではそうしたものに対して対応する仕組みがございませんので、これについてはちょっと事業部の方で国内支援委員会等の関係も含めてちょっとお答えをいただいた方がいいと思いますが、とりあえず調達部の方でわかるのは以上でございます。

【司会】 ありがとうございました。それでは原課の方から、国内支援小委員会の話が出ましたので補足させていただきます。

【岩崎林業水産開発協力部林業技術協力課長代理】 第2の御質問ですけれども、リーダーがおっしゃったのは2つあると思います。機材の計画の点と仕様書を詰めて入札にかけ得るまでに精度を高めていく2点があると思います。仕様書作成につきましても、今中野課長が申し上げましたとおりJICSの方に契約してお願いするというので、今までは研究所でその部分をやっていたことを来年度もうJICSに仕様書作成依頼ということで出しています。計画の点は、やはり国内支援委員会並びに申し上げると森林総合研究所ではそれとは別にバックアップ体制1件ごとに内部の関係者でグループをつくっていただいておりますので、そこリーダーのところ、それとうち、担当事業課が計画を立てていくということになっておりますので、その辺は民間にというような話ではなくてJICAの大筋のやらないといけない部分だと思いますので、計画は今までどおり御相談しながらやっていくということで対応したいと思います。以上です。

【土屋農林水産開発調査部長】 農調部の土屋でございます。しばらくの間リラックスして話を聞いていただければと思います。

開発調査いろいろやっております、マスター・プランづくりへの応援とかあるいはやや具体的なプロジェクトについての、それをやったら本当に採算取れるのかねというレベルのフィージビリティ・スタディ、あるいはそういった農林水産分野のいろんな開発の基礎になるデータの整理、特に資源量の確認とか、そういったことをいろいろやっているわけでございます。それで、プロ技とかそういったものの連携ということがさまざま言われているわけですが、開発調査の場合は他のスキームとの連携なしには全く意味がないというところはかなり強くあります。建前を言えば、我々の出した調査結果に基づいて相手国がいろいろ考えるのだ、その考える場合のポイントを示してあげるのだと、こういう建前はございますけれども、一方では開発調査、調査費をポンと積んでそれでおしまいということに対する批判も強うございまして、これを実際に役立てるというためには、従来ですと借款につなげるとかというのがメインであったわけですが、それに限ることなく資金協力の世界で言えば無償資金協力につなげ、あるいは技協の世界で言えばプロ技、あるいはその変形とも言えるのでしょうか、そういった性格をも含んだ3号事業、開発協力事業につなげたり、あるいは個別の派遣、ミニプロジェクト、あるいは研修とか、いろいろそういった技協のスキームにつなげるというのも1つのやり方ではないかと考えております。

それで、ある意味ではそういう他のスキームの助けを得なければなかなか意味をなさない開発調査ではありますけれども、もう一つ別の見方をしますと、すべての協力の出発点ができれば開発調査であってほしいな。開発調査によって相手国のセクター、農林水産業セクター、あるいはある地域の農林水産業の発展を考える場合のキーポイント、その方向づけ、そういったものをした上でそれを実現するためにどんなインプットが要るのかというのを整理して、その後さまざまな形の協力が具体的に動き始めるということで、できれば入り口として位置づけてほしいなということです。

それで今困っておりますのは、基本的には要請がなかなか上がってこないことなのです。開発調査というのは今言ったとおり非常に具体性にはちょっと欠けるところがありますので、要請もなかなか締まった形で上ってこないというのがありまして、この要請がより今言った問題点のある程度把握した形で上って来てほしいな。そのために皆さんの応援を得たいというのが我々の願いでございまして、そういう意味できょうちょっとお話しさせていただきますと思います。

それで最近の開発調査ですけれども、その特徴的なことをちょっと御説明したいと思います。この厚い資料の127ページに今進行中の開発調査のリストがずらっと並んでおります。ちょっと開いて見ていただけますでしょうか。そこにまずずらっと並んでいるのは農業分野の案件と、こういうことでございます。従来で言いますと、農業の発展のキーは水だ、灌漑だということで、灌漑案件が主流だったわけです。それで日本のコンサルタントもそういったのに対応する形でいろいろ育ってきたというところがありますが、そのリストを見ていただけたらかなり灌漑という言葉そのものはありますけれども、特徴的なことの第1はその灌漑の中でも小規模とか改修とかそういった言葉がかなり出てきているというのが1つの動きでございます。それからもう一つは、日本のコンサルはかなり不得意なのですけれども、ソフト分野そのものといいますか、協同組合の活性化というようなものがあちこちに出てきているというようなこと。それから3つ目の特徴としては、はだか灌漑案件じゃなくて民

生向上までいらんだ地域総合開発とか貧困解消とか、そういったのが大きな名前になっていて、その中の大事な部品として灌漑が入っているというような形のものが入ってきている。総じて言うと、回収でも何でもそうなのですが、今までは灌漑の施設をつくれれば必ずそれは役に立つに違いないというふうなある意味で期待があったわけですが、どうもやってみるとせっかくつくった施設がいつの間にか壊れてしまって全然直されずに放置されているというようなところがありまして、それをわざわざ補修するのであればもう一回補修してくれという要請が来ないようにしたいというのが基本でございます。

そうなってくると、そこには補修の体制をどうやったらつくれるのかということ、あるいは建設した成果が本当に役立つようにするために水の利用の仕方のルールづくり、こういったところをかなり書き込んだ開発調査をしなくてはいけない。言ってみれば組合づくりとかそういったものだけがソフトではなくて、いろいろハード風に見えるやつにもかなりソフトの部分を考えていかないとうまくいかないと、そういったプロジェクトが入ってきているといっているのだと思います。言ってみれば社会経済分析の強化がかなり強く求められているプロジェクトが多くなっているということでございます。

この傾向は基本的には林業水産も同じでございます、例えば森林の資源調査、水産の資源調査というのが伝統的フィールドとしてあって、これからもそれは大事なのですが、例えば山をその山に依存して暮らしている人々の生活にどう役立つのか、そういったところをよく見ていかないとなかなか難しいという調査が入ってきております。日本のコンサルさんは、割とこういう日本からボンと移し変えて、水管理組合をつくり、森林組合をつくり、パッと書いてしまうわけですが、どうやったらそういう組織が彼らの内在的な力の中から生まれてくるのかという分析をして書き込まないと、向こうにとっては、ああ、組織をつくるのですか、でもどうやったらいいんだかわからないから置いておきますとなってしまって、結局棚に置かれる開発調査というものになってしまうというところなんです。ですから、その辺を今一生懸命頑張っている。コンサルさんも従前はハードから出発したわけですが、かなりソフトの充実にもメンバー的にも努めているところというのが現状かと思えます。

それで、これからの課題ということになりますと、今言った社会経済分析の強化、それも日本からの単なる移しかえではなくて土地の伝統に根ざした、それから住民の利害というのですか、本気でやる気になるというところをどうやったら見つけられるのだろう。住民をどうやってモチベーションできるのだろうというところまで目配りしたプロジェクトをつくるというのが1つの大きな課題でございます。そうやって、その結果として事業化率というのですか、借款につなげるあるいは技協につながっていくという、そういう意味での事業化率の向上が確保できるのではないかとございます。

それでお願いですけれども、途上国からの要請、先ほど焦点が定まらないという話を申し上げましたけれども、ひるがえってみるとその問題点を把握してこんなことをやりたいのだと明確に書ける、リクエストできるような要望書を出せるような国は、開発調査の必要性というのは実はかなり低いという大きな矛盾があります。言ってみれば支離滅裂のことを書いてきている、だけれども何か物すごく大事なような匂いがするなというのをうまく案件に仕上げていくというのが、我々に課せられた課題であり、あるいは皆様に胸から応援していただきたい課題でございます。そうやってくることによって、案件の採択に当たっては外務省なんかメインになって農水とも相談しながら選ばれていくわけですが、今までもどかしかった、どうも大事なようなのだけれども、どうもピント外れで胸に置かざるを得ないというのがちゃんと舞台にのるようになるということがあります。その辺の御尽力をぜひ、私どもの事務所あるいは大使館、あるいは先方の政府との話し合いの中で肉づけしていただ

ければと思っております。

それから、さあ動こうと言ったときに、それでもまだ情報が足りないということもよくございます。その辺を疎かにして突き進むとピント外れのレポートができ上がってしまいますので、その路線をきっちりするためにもこちらからいろいろ御相談申し上げることがよくあるかもしれません。そのときには、お忙しい中かもしれませんが、長期的に見れば個々のプロジェクトの成果を左右するのも国全体としての開発の方向づけがきっちり同じラインでできているかどうかという幅広い気持ちで応援していただければと思います。

それから、参考までに今の平成9年度の予算の状況ですけれども、基本的には実質伸び率ゼロの世界ということとはほかの話と基本的には同じでございます。それで、今の120数ページのところのちょっと前に予算の項目、ちょっと探していると時間がたちますので、予算の項目としてはいろいろあります。実証調査がどうの何とか調査がどうのこうのというのがありますけれども、これはある時期のはやりのところをそれぞれとって予算の費目をふやしていったというところがありまして、余りその辺は勉強していただくときには気になさらずに、基本的には我々の調査というのは事前調査と本格調査だ。テーマによっていろんな予算項目を使い分けてはめ込んでいる、このように理解していただければよろしいかと思えます。

ということで、予算の費目として最近伸びているのは市場経済化ということですが、市場経済化関連の開発調査といっても、これは一体何が市場経済化関連なのだ。経済全体が市場経済に向かって動いていけば、それに対して連動して個別のプロジェクトのいろんな、特にソフト分野を考える場合には、必ず市場経済化の動きというのは前提にして考えなくてはいけないという意味であれば、すべての案件が市場経済関係ということになりまして、かなりそこはユルフンでやっております。ということで、流れとしては市場経済を踏まえあるいはソフト化の要請を踏まえ、それからちょっと言っておりますけれども女性の役割なんか踏まえて先方の要請にこたえるプロジェクトを、わかりやすくかつ壁におさまっておしまいでない形で渡していこうというのが我々の目標でございます。皆さんの応援をお願いいたします。よろしく申し上げます。

#### 5-10 アンブレラ協力の現状について

【垣矢農業省専門家】 どうも御苦労さまです。ただいま紹介いただきましたアンブレラ協力のアドバイザーということで派遣されております垣矢でございます。私は一昨年の8月からこちらに参りまして、農業省におかれておりますアンブレラ事務局でモイトリのジュニアのアドバイザーと一緒に仕事をしております。かなり厳しいスケジュールの中で、わざわざアンブレラ協力の概要を説明させていただくという時間を設けていただきました。このアンブレラ協力の概要につきましては、御記憶の方もおられると思えますけれども、昨年の11月号ですかJICAの広報誌の国際協力というのに概要紹介されております。それからまた、皆さん方海外協力のベテランの方々ぞろいでしょうし、私これらからお話しさせていただくこと、多分に釈迦に説法のような話もあろうかと思えますけれども、しばしおつき合いのほどお願いいたします。

それで資料でございますけれども、昨日ホテルでお配りした厚いクリップでとめた中にこういう第3次アンブレラ協力の概要というのを入れさせていただいていると思えます。それから、きょう机の上に置かれていました厚いファイルの中の149ページと150ページですか、そこにもアンブレラ協力の概要につきまして資料を入れさせていただいております。これに基づきましてコメントさせていただきます。

またアンブレラということなのですけれども、まさにアンブレラ、英語のアンブレラで傘のことです。傘とい

いますのは、御案内のとおり1本の軸がありましてそれに骨が何本かありまして1つの傘が構成されているというふうなものです。それで、先ほど来ずっと御説明いただいておりますけれども、日本の海外協力ですか、それにいろんな仕組みがあるわけなのです。それおのおのが当然一つ一つ目的を持たれまして実施されているわけです。それに対しこのアンブレラ協力と申しますのが、そういうふうな個々のプロジェクト、それではなかなか実現できないような大きな国家的な目標を掲げまして、その達成のためにいろんなプロジェクトを有機的に組み合わせまして集中的に実施し、その目的を達成していこうというふうな1つの協力の仕方、実施方式、それをアンブレラ協力と言っております。

現在実施されておりますのが第3次ということですので、当然のことながらその前に第1次及び第2次の2次のアンブレラというのが実施されてきております。その概要につきましては、これの一番最初のページですね、そちらに今までの経緯、第1次それから第2次のアンブレラ協力の概要につきまして表の形で整理させていただいております。第1次のアンブレラ協力というのが、1981年度から5年間実施されてきました。インドネシアというのも日本と同じようにほとんどの国民の主食というのがお米でして、米が一昨日ですが新聞にも出ていましたけれども、ことしの推定一人当たりの消費量が130キロ、だから日本の一番食べられていたころといえますか、現在の倍ぐらいですが、それが現在も食べられておるわけですが、以前からそういうふうな米の消費国である。ところがこれが始まりました1980年代におきましてその米の自給というのができておりませんで、全体の約1割、200万トン余りが毎年輸入されていたというふうな世界一の米の輸入国でした。したがって、それを国の安定のために何とか自給したいというような要望がありまして、それを日本の協力の重点ということで掲げてやっていこうということで取り組まれたわけです。

米の生産、それからまたそれを単につくるだけではなくて国民のところに実際に配布するという話になってきますと、種の準備、それからそれを栽培する圃場の準備、それから栽培管理、それからとれた後の加工というのか、そういういろんな対策を総合的に実施していかなければいけない。そういうことがありまして、1つのプロジェクトというのではなくていろんなプロジェクトを有機的に組み合わせて実施していく仕組みということで最初のアンブレラ協力が実施されたわけです。

その中で実施されたこと、ここに協力分野ということでかかれておりますけれども、優良種子の増殖配布、それから作物保護の強化、技術の地域実証と展示、それから灌漑水管理、収穫後処理改善と、こういうふうな協力分野で具体的にはプロジェクト方式の技術協力が1つ、それから開発調査が9本、それと個別専門家の派遣が24人と研修員の受け入れが60人。資金協力では、先ほど来出ています2KRが11億余り、それから無償資金協力が4件で5億、それから借款が全部で25億というふうな、そういうふうないろんなプロジェクトが集中的に実施されてきました。

その結果ですけれども、下にグラフを載せさせていただいておりますけれども、米の生産というのが着実に増加してきております。それで、その途中の1984年、ここで印をつけていないのですけれども、今までの悲願でありました米の自給の達成というのがなされました。このアンブレラ協力の効果だけというふうなことにはならないかと思うのですけれども、当然かなりの貢献をしているのではないかと、そういうふうにご考えております。

そういうふうな第1次の成果が上がったということがありまして、それが終わりに当たりましてインドネシアの方からぜひ続けてほしい、それから続けるに当たって単に米だけではなくて食生活の多様化等に基づきまして必要となっている園芸作物、それから水稲と一緒に栽培される二次作物というのですか、それや何かも対象にしてくれないかということがありまして、二次作物の代表選手として大豆、それから園芸作物の代表選手として馬

铃薯、それを入れてその3つを対象に1986年から90年にかけて引き続き5年間の第2次のアンブレラ協力というのが実施されてきております。中身が、そこにも書いてございますように1つ新しい項目として適正農業機械化というのがつけ加わっておりますけれども、同じような形で実施されてきたわけです。具体的な内容として、プロ技が全部でこのときは6件ですか6本、それから開発調査が6件、それから専門家の派遣が90人、研修員の受け入れが76、それから2KRが11億、無償の資金協力が8件の10億、借金が10件で42億というような形で実施されました。

その結果ですけれども、残念ながら大豆とか馬铃薯の自給というのですが、それが即達成というわけにはまだ参らなかつたのですけれども、その下にも大豆の生産量の推移を挙げていますけれども、米ほど急激でないにしろ着実に増加しております。それから、また作物保護の強化というようなことで第1次、第2次合わせて取り組んで参りましたけれども、その結果今までなかつた発生をさす体制というのですか、それがインドネシアにおいて確立したというふうな成果も上がっております。

こういうふうに1次、2次ということでアンブレラ協力を実施してきたということを受けまして、さらに第2次が終わった段階でインドネシアの方から第3次を実施してくれという要請が参りました。ただそこで要請された内容と申しますのが、従来米、それから大豆、馬铃薯、そういうふうな作物の増産というようなことを目標に実施してきたわけですけれども、そのとき要請されましたのが貧困の撲滅、それを目的とした限界地域における農業の総合的な開発というようなことをやってくれないかというようなことで要請がなされたわけです。目的というのですか、必要性はわかるにしても、インドネシア側がなかなか、インドネシアの役人が行きたがらないようなそういうふうな限界地の開発、それを日本側の専門家がやるというのもなかなかできないとか、それからちょうどことしが総選挙で来年が大統領選挙、5年置きのやつがあるのですが、その前の段階がちょうど検討のときがありまして、その辺の結果を見る必要もあるのではないかと。それからまたインドネシアという国がずっと5ヵ年計画というふうな計画を立てまして、それに基づいているんな施策を実施されている。ちょうどその見直しの時期にもあつた。それからまたその5ヵ年計画が5年分あつて、合計25年の長期計画というのがなされています。それでその25年の長期計画が終わるのが1994年の3月ですか。だからそういうようなのもちょっと見る必要もあるのではないかとということもありまして、1次と2次の間みたいに即移行というようなわけにはいきませんでしたけれども、いろいろ調整等を経まして1995年、一昨年10月6日に日本政府とそれからインドネシア側で合意ができて、現在の第3次アンブレラ協力というのがスタートしました。

その内容が、資料の3ページ以下に紹介しております。今も申しましたとおり、目的が従来作物の生産からちょっと変わりましたが、農民の生活水準の向上ということで所得拡大、そういうのが最上位目標ということで上げられております。だから目的も大きく変わってきた。ただ、それを実施する場合余りにも漠としているということもありまして、具体的な協力目標として3点。1つは農業生産性の向上、それから農産物の品質の向上及び多様化、それと農産物の高付加価値化というのを具体的には目標に掲げる。それを実施するための活動として、そこに書いてあります8点です。人的資源の開発とか研究力の向上とか普及システム、それから灌漑、それから農業信用、それから農民の組織化、それから付加価値の向上、それと農村インフラの改善と、こういうふうな活動を実施していこうということになっております。

それで、これの具体的な実施方式なのですが、先ほども申しましたようにアンブレラ協力というのがあくまで1つのプロジェクトの実施の仕方でありまして、実際に展開されるのは個々のプロジェクトです。それが、次の4ページに書いてありますけれども、プロジェクトの中で研究開発みたいな全国的に効果の波及するもの、



そういうのを中央プロジェクトというふうに考えております。それとも一つ、地域の個々の問題、それを解消するためのその地域で実施されるプロジェクト、それを地域プロジェクトというふうにしているわけなのですが、それを組み合わせる先ほど申した最終的な目標、農民の所得向上というふうなものに結びつけるように実施していこうということで、実施するようしております。

その地域のプロジェクトでありますけれども、インドネシアというふうな大きな国でいろんな地域が中にあります。当然かなり雨量の多いところもあるし少ないところもある。高度が高くて、極端なところ例えば5,000mを越して万年雪のところもあるわけですし、海拔ゼロメートルのところある。そういうふうな個々の地域の課題を全部解消していく。そこでおのおの地域プロジェクトを実施していくというふうな話になりますと、とてもじゃないけれども金、人、それから期間、それが間に合わないということで、やはりやることを絞る必要があるだろうということで、モデル地域を設置して実施されることになっております。そのモデル地域を実施する考え方というのですか、それがそちらの資料の2つ目のところですね。真ん中辺に書いてますけれども、アングロエコシステム及びモデルエリアの設定。アングロエコシステム、自然、経済社会条件を総合的に勘案した農業条件。それでインドネシアの中を地域区分しまして、その代表的のものを選ぼう。その中で、農業の開発の可能性のあるところ、それからまた開発の必要の高いところ、それをおのおのアングロエコシステムの中で代表的な州を選びまして、それを対象に選び、そこをモデル地域として集中的にいろんな対策を実施していこうということで考えております。

それがその下にフロー図みたいなことで書いていますけれども、具体的にはイリゲータッド（灌漑地域）ということで、南スラベシュ、ここは当然灌漑ということで水稻を中心としたより高い生産性の向上を図り農民の所得向上を図っていく。それから、いま一つがハイランド。これは高いところということで、高冷地農業、そういうようなところなのですけれども、そこで果樹とか野菜とかそれから酪農とか、そういうふうな収益性の高い農業を展開していく。それから、もう一つがローランド、これは名前のとおり低地なのですけれども、単に低地だけではなくて灌漑施設のない天水農業地域というふうに考えております。その代表として選んでいますのが、バリ島の東の方に広がっています西サテンガラ州。それから最後がスワンプ地域ということで、南カリマンタン州、ここを選んでここで地域プロジェクトを実施するという形で実施することになっております。なお、きょうのファイルの中に入っていました149ページのこの中で、地域の区分が西ジャワ州がローランド、それから西サテンガラ州がハイランドとなっていますけれども、これは逆ですので、この部分また訂正しておいていただければと思います。

それから、これを運営するこちらの体制の話ですけれども、日本の場合農業関係ですと御案内のとおり農林水産省が一元的に実施しているわけですが、インドネシアの場合は農業関係につきましては全般的なものをとする農業省、それから農協関係につきましては協同組合省、それから基盤整備の関係につきましては公共事業省、それからもう一つ移住省というのがありまして、新しいところに圃場を開くとかそういうふうな話になりますと当然人の移動が伴うということもありまして、その移住省の4つが関与しております。それから、先ほどもちょっとお話が出ていましたけれども、全体の省の束ね役というのがシベナス、国家開発企画庁というふうな日本語で訳せばなると思うのですが、そういう機関があります。したがって、そういうふうなところがアンブレラ協力のインドネシア側の中央省庁としては絡んでくる。それから、また先ほど4州のモデル州というふうを選びましたけれども、そのモデル州の州政府も絡んでくる。それとあと日本側の機関としましては大使館、それからJICA、OECDのおのおの事務所。そういうふうないろんなところが絡んで来てまして、それをうま

く実施していくために5ページ目に書いていますようにJCC（ジョイント・コーディネーティング・コミッティ）というのが置かれております。これは座長としましては、バペナス（BAPPENAS）の経済担当の次官が座長になっていただいて、おのおの関係機関の局長クラス、それから日本側は先ほど申した大使館、JICA、OECD、それと我々アンブレラのアドバイザー、これがメンバーになっております。これの技術的な部門を検討しますテクニカル・グループ、それからあと全体的な運営調整をする事務局というのが置かれていまして、我々はこの事務局員ということでやっているということになっているわけです。

以上、こういうふうな仕組みで実施するということがアンブレラ協力の概要です。一応制度としてこうなっているのを、具体的に現在どういう形で運営されているかということがきのうお配りの資料の最後のページに推進状況ということで整理しております。これで最近の具体的な動きをちょっと紹介させていただきます。まず、今申したようなことがアンブレラ協力の発足に当たりましてインドネシア側、日本側で合意されましたフレームワーク、その中に規定させていたわけなのですが、ただ具体的にそのアンブレラをどういうふうに行っていくか、どういうプロジェクトを行っていくかということも含めて、そういうマスタープランというのが発足時点ではまだ定められていませんでした。これは我々事務局とかインドネシア側だけでつくっていくというのはちょっと荷が重いということで、JICAの方で開発調査を実施していただきまして、マスタープランを策定いただきました。それがこれの一番下にちょっと2行ほど書かれていますけれども、平成7年の12月、一昨年12月にミッションに来ていただきまして実施が決まる。昨年の2月から3月にかけて現地調査していただきまして、昨年の一応8月というふうになっていますけれども、実際手元に入ったのが10月ぐらいですか、マスタープランを提示していただきました。なお細かいことですが、この149ページのところの下の策定年次が94年8月になっていますけれども、これも96年の間違いです。直していただければ。

これの中身ですが、先ほど申しましたように現地調査の結果を踏まえましておのおのモデル地域ごとにどういう問題点があるか、そのために何をしたいかといけないか。そういうことを前提に、インドネシア側からいろんなプロジェクトが要請されているのですが、その中の優先度の高いものはどれか。それからもう一つは、アンブレラ協力の中で特に強調されているのがモニタリングというような制度があります。単にプロジェクトをやるのではなくて、具体的にどういうふうに行われているかということもチェックしなさいということになっています。その実施の基本的な考え方につきましても、マスタープランの中に示して調査団の方から出していただきました。それが、昨年の11月21日、第2回になりますけれどもJCCが開かれまして正式に承認され、アンブレラのマスタープランとして決め、それを具体的にそれに基づいて実施していこうという話になっております。

それで、次はマスタープランの具体的な展開なのですが、我々としてやっていけないといけないのが案件の総合的な実施、アンブレラの目的に沿っておのおの地域に合った案件を実施していくという、そういうふうにご案内していくということをしていく必要があります。従来ですとインドネシアが各省がおのおの独自に案件を考えまして、それをバペナスに出す。バペナスという国家開発企画庁が中身をチェックしまして、いいと思うのを日本側に要請していくというシステムで実施されておりました。これがアンブレラ協力を契機にしまして、そういうふうな仕組みから同時に各省で出される案件の中でアンブレラ関係のものにつきましてはJCCの方で検討して、JCCとしてアンブレラとの関連、それに基づいた優先順位というのを付してバペナスの方に出す。そういうものも参酌して、バペナスの方は日本側に新しい案件を要請するという形で決められております。その仕組みが第1回のJCCというのが昨年の3月に開かれたわけですが、それで承認される。その実際の

適用ケースというのが来年度の案件、来年度日本側に要請する案件からそれが適用になるということで、現在その織り込みの作業と申しますか、それが実施されております。マスタープランの中で実際にリストアップされているのが全部で86件です。それで調査団の方から先ほど申したような形で優先順位をつけていまして、A、B、Cという3つのランクに分けているのですけれども、一番最優先というのが47件ありました。それを各省で再度練り直しまして、昨年11月に開いたJCCでは35件上がってきた。さらにその中でパペナスが絞り込んで、昨年の12月18日付で日本大使館に現在27案件というのが上がってきております。ただ27案件というのを聞いてみますと、これを5年間実施してほしいという案件ということですので、その中でさらに来年度何を要求したいのかということで、現在再度さらにこの中から絞り込んでその案件を取り寄せるという状況です。

それからもう一つ、先ほど申したモニタリングというのがあります。これ、アンブレラ関係の案件ということで調査団の方で作成していただいたマスタープランの中で全部で95件あります。ちょっと申し忘れましたけれども、アンブレラ関係の案件というのがこれから実施するものだけではなくて、現在実施中の案件というのも当然これに関連するものはアンブレラ関連案件ということで取り扱っていきこう。それからまた、単に日本側が実施するだけではなくて、ほかの国がドナーとなっているものにつきましても、目的に合致するものはアンブレラ関係として扱うということになっていますので、そういうことを含めて関連案件というのが整理されたのが調査団のマスタープランの中に載っているのですけれども、それがほかの国がドナーになっているもの全部で35を含めて95あります。こういう案件をおのおの目的というのですか、おのおの仕組み、プロ技とか開発調査とかローンとかそんなのいろいろあるのですけれども、それに応じてモニタリングする。それを評価してそれに従ってそれなりの改善策を講じるように勧告するということになりますと、これはとてもじゃないけれども我々の事務局だけでは当然無理ですし時間もなんぼあっても足りないということで、調査団の方からはとりあえず第1次スクリーニングとしては予算の執行状況と予算の額、それから実際の執行状況、それを対比しなさい。それで差が大きいものについてだけ第2のスクリーニングをやるということで提示いただいています。それ、この前にテクニカルの部分を開いてインドネシア側に提示したところ、単にそれだけではなくて、実際にそれのおのおのプロジェクトがおのおの機関、それからインドネシア国、その農業開発にどういふふうなインパクトを与えているのか。そういうものを調査すべきではないか。それからまた、モニタリングした結果がよければいいのだけれども悪かった場合、そういうようなのはモニタリングの結果をどういふふうにするのか、その辺もはっきり示してもらわないとなかなか調査には取り組めないよというふうな、いわばもっともな提示をいただきました。ただそれにつきましては、先ほど話しました開発調査の結果として出されたマスタープランの中にも入っていませんで、さてどうしたものだろうかなということで現在検討中という状況です。

あと、かなり時間もたっていますので、最後に所感というのですか、どちらといえば本音的な話を2つほど言いまして話を終えたいと思います。今までかなりアンブレラ協力の概要、それから取り組み状況というふうなことを説明してまいりましたけれども、どちらかといえば建前的な話です。これ、実際の本音ベースの話で若干言わせてもらいますと、アンブレラ協力のそもそも、それが先ほどの資料の最初の方にも書いていますけれども、いろんなプロジェクトを有機的に組み合わせることで集中的に実施していきこう。またその集中的に実施していきこうということで、4つのモデル地域が設定されているわけです。そこでこれからアンブレラ協力を実施していきこうという話になるのですけれども、今までのインドネシアにおける案件の実施状況、それを見ますとなかなか建前どおりに案件を総合的に集中して実施していきこうというのがさて、どうだろうかな。うまく幾つかの案件を組み合わせると

施していける地域ならむしろ説明がつくし納得いただけると思うのですけれども、不幸にして全然当てはまらないとか、何かたまたま1つがポツとあったとかという話になりますと、そこで総合的というのをどういうふうに説明するかなというのが、取り越し苦労かもしれないのですけれども悩ましい。また、同じような話が4省庁一緒に今一生懸命やっていたいでいるわけなのですけれども、いろんなプロジェクトをやれるところはいいのですけれども、なかなかできないところもしてきたとすれば、そこに対してさあどうなのかな。だから、この辺は恐らくこれから日本側の方でいろいろ御検討いただき御配慮いただけることだと思っておりますけれども、ぜひそれを期待してできるだけこの建前どおりの形で実施できるようにできたらなど。また、当然単に期待だけではなくて我々としても実施していただけるようなものを提案していきたい、そういうふうを考えております。

それから最後に1つ、推進体制の話。今まで1次、2次のアンブレラ協力の反省が推進体制につきましてもありまして、事務局の位置づけがはっきりしていなかったということが言われております。したがって先ほどのフレームワーク、それからマスタープランの中でもかなり明確に規定され、具体的にどのような業務をやるのだということが書かれております。ところが同時に反省の時点で検討されていた中で、単に位置づけをはっきりするのではなくて当然それなりの裏づけも必要であるだろう。モデル地域に行く出張旅費であるとか、それからまた当然先ほど来も出ていましたけれどもカウンターパート、その機関に対してそれなりの機材の供与とかそんなものやっていく必要があるだろう。したがって、それなりの裏づけ予算というのですか、したがって1つのプロジェクト並みの現地業務費の規模とかそんなのも必要であろうということが言われていたのですけれども、残念ながらそれはいただけていない。当然我々与えられた中で一生懸命やっただけのことをしたいと思っておりますけれども、今後できるだけ配慮いただけたらありがたいと思っておりますし、またこれから特に予算の規模が厳しいという話が先ほど来出ていましたけれども、そうした中でいろんなプロジェクトをお互い連携とりながら効率的に実施していくという仕組みが当然これからはほかの国でも出てくると思っておりますので、その辺御配慮いただけたらありがたいかなと、そういうふうには思っているところです。

いずれにせよ、今回こういうふうにして第3次アンブレラ協力がスタートした。2次から3次に移行する間4年半ぐらい期間があいています。その中でかなり生々しい議論等やっただき、それでようやく第3次アンブレラが発足されたわけです。それにいろいろ苦労された方々、そうした方々の期待にどれだけこたえられているのか、かなりじくじたるものがあるのですけれども、やはりアンブレラ協力という形でいろんなことをしてよかったと思われるよう、できるだけ頑張っていきたいと考えております。また、特にインドネシアのプロジェクトの方々はいろいろお世話いただくわけですし、またほかの国のプロジェクトの方々にもまたいろいろ何かにつけ御協力いただく機会もあろうかと思っておりますけれども、ぜひよろしく願いいたしまして、一応私の方の説明を終わらせていただきます。どうも御静聴ありがとうございました。

#### 5-11 JIRCASについて

【松尾農林水産省経済局海外技術協力官】 お手元に資料があろうかと思いますが、午前中に太田部長の方からも他の援助スキームとの連携も当然でございますけれども、ほかの関係機関等の連携強化ということの重要性が指摘されたわけでございますけれども、お手元の資料、国際農林水産業研究センター、筑波でございますけれども、通称ジルカス（JIRCAS）と言っておりますけれども、が実施しております研究等の一覧表でございます。1ページからはプロジェクト研究、それから4ページ以降が経常研究について、どこでどういうことをや

っているのか、先方の機関はどういうところである。それから右端の方には連絡先あるはい派遣されております研究員の一斑になっております。任国で関係する分野の活動がございましたらぜひ連絡をとっていただきまして、情報交換あるいは技術上の意見交換等活用していただければと思います。内容たくさんございますけれども、関係する分野であれば恐らく冊子が届くかと思しますので、このものにつきましては御説明申し上げませんけれども、ひとつ情報提供でございますけれども活用していただければと思います。以上でございます。

#### 5-12 午後の部に対する質疑応答

【林リーダー（タイ）】 未利用農林植物研究の柱となっておりますのは、非木材、木材以外のものからパルプをつくる。高度利用ということなのですけれども、高度利用の中の一番柱になっているのがパルプ化ということでございます。これは、タイにおきますパルプ用木材というのは30%ぐらいの自給率しかないという、そういうことが背景になっているわけですが、これはまた農村振興にも結びつけようということで、地域に根ざした小工場で経済的に稼働になるパルプ加工ということでございます。これは実験室的に成功しましたときに、どうしてもパイロットプラントぐらいで検証しませんと本当の経済性がわからない。そうなりますと予算的にも大きくなりますし、どうしても投融資課の開発の中に取り上げていただかなければならないことになるのだと思うのですが、ここで見ました現在の実施とといいますか調査案件リストから見ますと、この工業的なものというのは非常に異質のように感じまして、そういう工業的なものもこの農林業投融資課でございませうか、そういうところの対象として取り上げていただけるのかどうかということでございます。

【司会】 ありがとうございます。今の御質問の趣旨は、タイで行っています木材以外からパルプをつくるという未利用研究のプロジェクトでございませうけれども、当然ながらパイロットプラント的な規模が必要だということで、プロ技の協力の枠では制限があるということで、例えば3号事業、私ども投融資事業でございませうけれども、これなんかを使ってもう少し拡大できないかという趣旨であったと思います。それにつきましては、では私の方からちょっと簡単にこたえまして、後で何か補足があればということでお願いいたします。

まず、私どもで行っております開発投融資事業というのは、本件の場合には最終的にはやはり日本の企業がどれだけこういった事業に対して興味を持つかというあたりが基本になるのかな。その過程の一環としまして、こういった技術が本当に実施をされるのかどうかということにおいては、今非常にプロ技の形態と似たような形で実証調査というものを実施しております。ここにもプロジェクトのリーダーの方お二人参加されていますけれども、そういった形での協力が可能なのかなという感じがいたします。それを本当に企業的な規模の一手前前で試験的な規模でやるということについては、本邦企業の参画が必要なのかなという感じがいたしますけれども、何か補足説明していただけますでしょうか。

【岩崎林業水産開発協力部林業技術協力投融資課長代理】 補足的にはではないのですけれども、この案件はもともと農林水産案件、セクターどうのこうのという、オールJICAで考えればそんなことはどうでもいいのですけれども、一応の仕切りとしましてはタイ未利用は農林案件ということでやっておりますけれども、研究室レベルまでは農林案件である、パイロットプラントになりますとやはり通産案件ということになりますので、またJICA内部で整理した形で関係省庁と協議してやっていきたいと思っておりますけれども、投融資の関係は今版本課長から申し上げたとおり、我々としてはプロ技をやって実証をやって民間が入ってこれるような基礎データを蓄積した上で開発協力投融資事業に結びつけたいというのが理想なのですけれども、この理想がまだ1件もない

という現状はあります。

【司会】 林リーダー、よろしいでしょうか。

それでは、それ以外に。それではまずそちらのリーダーお願いいたします。

【堀江リーダー（ラオス）】 前払いについて質問したいと思います。と申しますのは、資料の94ページの（6）に前払い詳しく載っておりますが、これは機材の購入契約ということと解釈しますが、私どもではプロ基盤整備費で工事費の契約がことしの11月から本格的協力に入ると予定されていますが、この場合ラオスですから社会体制は共産制政権でありまして、オープン政策をとったという状態ですがまだほかの先進国みたいな会社、プライベートなカンパニーはまだ発達していないわけです。ということで、イリゲーション・エンタープライズというところを使う予定ですが、契約をする場合お金としては恐らく500万から数百万ぐらいの金だと思いますが、前金を支払いするときに、現在の会計法の規定によりますと43条で前金を払えるということになっていますが、いろいろ銀行の保証あるいは保証会社の保証が必要である。もしこの保証がなければ、総裁まで行かないとできないということだと思いますので、そういうことになりますと非常に最貧国のラオスですから、恐らく銀行保証はとれないと思います。銀行保証を要求すれば銀行は担保としてそれ相当のものがなければ保証しませんので、何かかわる方法はないのか。それをもうちょっと最貧国に対して、こういう最初の資本がなければ工事もできませんし、結局プロジェクトがおくれるということになりますので、何かいいアイデアを出していただきたいと思っております。

【司会】 ラオスのようなLLDCもしくは共産的な経済圏にあったところは非常に現実的には難しいという話でございます。それにかわる代替の何か方法はないかということでございますけれども、それでは調達部の中野課長の方から。

【中野調達部管理課長】 お答えを差し上げます。この問題につきましては、恐らくほかのプロジェクトでもあるいはほかのJICA事務所でも共通の問題認識を持っていると思いますので、多少基本的なところから掘り下げて申し上げますと、1つは前払いの要求される根拠と申しますか、向こう側の必要性が2つほどありまして、1つは契約逃げというのですか、JICAが頼んでおいて実際には例えば物が入ったときあるいは工事を始めるときになってそんなの知らないよということで、JICAがきちんと工事を発注したというギャランティが欲しい。その保証、それを担保するためにお金をくださいという点がある場合と、もう一つはそれより先に進みまして実際に物を買う、工事を始めるに当たって手持ち現金と申しますか運転資金がありません。ですから、資材を買って工事を始める前にそうしたものをいただかないと工事が始められませんという、相手方の財政状況を支援するための前払いというのがあって、恐らく双方含んでおるのかあるいは後者の場合なのかわかりませんが、いずれにしても原則的には機材を買う場合には外国から輸入するときには前払いが可能であって、サービスないしは工事をするときは国内で調達する場合でも前払いが可能ですよということは御指摘のとおりでございます。

次に、ではそれを払ったときになぜJICAの方がまた逆に銀行保証なり信用会社の保証をするかという話になりますと、余り信頼し合っていないというわけではありませんが、500万の40%で200万払ったら、高額な金額なので工事を完成してあと残りの6割をいただくよりは200万を持ってほかの事業に投資したりということがないように、本当は銀行ないしは保証会社の連帯保証をお願いして、工事が中断されたときにも少なくとも工事を履行しなかった損害をJICA側がこうむらないように担保できるという仕組みでございますので、これは通常の商習慣を持つところであればほぼ当たり前ということですが、御指摘のとおりこれから市場経済に移行するラオスあるいはほかの国ではまだまだそういうところが問題になる例があると思います。

1つは、銀行保証がとれないというのが半ば伝承化といえますか言い伝えになっているところがありまして、その辺は再度例えばそういう例がないのかということを経理部とも協力してお調べいただくことができないかというのが第1点目のサジェスションでございます。これは、事務所にも同様なことが言っておりますので、特に高畑所長あるいは江本職員はこの点についても承知しておられると思いますので、まずその点を調べていくということが第1点でございます。

2点目は、そうした銀行保証ないしは信用会社の保証がとれなかったときには、これは多少亜流のやり方なのですが、JICA事務所ないしはプロジェクトから例えば500万円のうち40%をお支払いいただいて、200万円相当のものを出されたものであれば、相手方からそれ相当の金額の小切手を受けとるということで保証にかえることはどうかという実態的な便法としての手法があります。ただ、それがどこまで担保としての能力を持つかという点が一面では不安があるということと同時に、JICA事務所でもこれは調達部はそういう便宜的な手法も考えついておりますが、経理的な側面からしますとそうした現金に相当するものを経理の中でどのように処理するのか。それは簿外資産として金庫の中にクリップでとめておけばいいのか収入に入れなければいけないかというところがありまして、これはあくまでも便法としての方法です。

3番目に、小切手をもらうよりはあるいは言うてみれば銀行保証よりは相手方の政府保証がとれないのかという話でございまして、これは通常世銀ないしはOECDの借款の場合でも相手方の政府保証をとっておりますので、この辺はカウンターパート機関かあるいはその後者がそうしたたぐいの担保をする旨を表明するレターをもってかえられないかという点は検討してみる意味があると思います。いずれにしても、これは絶対ここまでやらなければいけないということにはしておりませんので、私どもが今お答えできるのはそうした3つか4つぐらいの方法を御示唆できるのと、他の機関がどのような格好でそういうものに対処しておられるかというのをもう少し具体的な事例も含めて事務所を通じて本部の方にお知らせいただけますと、私どもの調達部も経理部もそれからあと総務の法務室も含めて、こんなやり方が実際に可能であって一応担保能力を有するかということについて検討させていただいて答えを出させていただけると思いますので、そんなことでちょっと正式なお問い合わせを事務所を通じて私どもにいただければ、より具体的な方法と状況の調査のための指示等が出せるのではないかと思います。以上ちょっと今気づきの点を申し上げました。

【堀江リーダー（ラオス）】 ありがとうございます。補足いたしますと、実はことしに設計測量200万ほどの契約をした場合、昨年したのですけれども、結局40%の80万円の前金がないとこの会社は、2週間ほどだったら動ける、それ以上になるとどうしても資金的に間に合わないということで、JICAの高畑所長と相談いたしましたら、本部照会してやはり銀行保証が必要だと。当然保証会社はありませんので、そのときにインドネシアの事例で、契約をすればそれ担保にして銀行保証をとれるという制度がここにあるやに聞きまして、ではまず契約をしてそれを銀行へ持って行こう。そうしますと、やはり所長はなかなかサインしていただけないので、再度本部へ問い合わせる。そうすると、やはりもうちょっと研究しろということであきらまないので、私が銀行へ行きましたら相談したならば、幸いなことに額が小さくて80万ぐらいですから、その測量会社は政府関係の測量会社ですけれども、わずかですけれどもそれ以上の貯金を持っておりました。それで、これを担保に彼らが誓約書をおさめて、それを担保に銀行保証をもらって契約をしました。ただ今度の工事費はやはり金額がかさみますので、今のところそういう資金を持っている会社は恐らく右から左にそういうお金を持っている会社はないので、今から御相談しているわけなのです。それでおっしゃるとおりに、いろんなことが考えられます。まずJICAの所長が契約書にサインしてくれれば、それをもとに銀行の保証を交渉するという手もあります。し

かしながら、私どもが銀行へ行ったときの雰囲気では、とてもそれくらいの保証では銀行は保証は出さないのではないかなという感じがいたします。それで政府保証につきましては、完成保証であればあるいは出すかもしれません。工事を完成させる、ほかの会社あるいは自分の手で完成させる。これは何とか考えて交渉すればこういう手はあるかもしれませんが、やはりそう簡単ではないと思われます。一番可能性があると思われますのは、例えば40%は多い、30%でもその範囲内で一応契約をしまして、実際の支払いはその会社が物なり人件費なりそれを支払ったという証明を持ってくればその分だけを支払っていく。そうすれば、JICAとしてはそれに見かわるものがありますので、まだ完成品にはなっておりませんが、工事の完成ではありませんけれども、仮設的なものですが前金のうちということで、これを承認していただければ何とかなるのではなからうかというふうに、これが一番可能性のある方法ではなからうかと今思っております。参考のため。失礼しました。

【中野調達部管理課長】 どうもありがとうございます。ちょっと補足させていただきますと、インドネシア方式というのが契約書の中に既にそういう条項を入れているのです。ですから、例えばこれは物品の購入の場合ですが、JICAは契約の後請求に基づいて何パーセントの前払いをします、この前払いについては銀行保証必要ですという条項を入れていますから、総務義務がそこの中で果たされていることになるのです。ですから、契約をしてそれを持って行って銀行保証ということではなくて、契約の中にもう既に前払いをするのであれば銀行保証を持っていらっしゃいよということを記述しているのがJICAのジャカルタ事務所のやり方で、そうであれば多少高畑所長との仲がうまく調整できるのかなという感じもしないでもありませんが。

2番目には、今言われた言ってみれば支払ったものを全部代理で払わせておいて領収書を持ってきて支払うというのは、先ほど申し上げた世銀もOECDも余り相手を信用していませんで全部後払いの格好になっています。ですからやり方としては全く同じですから、JICAがあたりかも直営で資材を買入る人を雇ってそうしたものの支出に対するエビデンスは得た格好でやるのというのも、今御指摘の点については1つ考えられる方法だと思います。なぜこんなにしちめんどくさいことを言うのだろうかということについていぶかる御意見もおありかもしれませんが、実際に数件過去に発生しているのです。前払いを払った後いつまでたっても工事に着手をしない、あるいはいつまでたっても物品をおさめない。これは国名とどれくらい前かは申し上げませんが、1つはその国のたまたま警察庁の長官であった人が元JICAのカウンターパートといいますが、あるいはJICAの帰国研修員であったので、もうその人に頼み込んでそれで何をやっているのだと、こういう話でそのお金を取り戻したとか工事をやらせたとかいう話がありまして、これは要するにJICAの前払い金を他の目的に使ってしましまして、工事を始めろというともうすぐ何かほかのことが出てくるので、その金が入ったらやるから待っていてくれということで、契約したその所長さんがその経理処理も含めて非常に苦労された例があります。もう一つは大分前の例ですが、何か事務所員と所長がもう直談判で、一説によると何か金属バットを持って行ったという話がありますが、その事務所で動かないで半日ぐらいを使ってようやく、全額は取り戻せなかったけれども8割ぐらいを取り戻して、あと2割ぐらいは自腹を切ったという例もありますので、その辺実際にそういう事故が発生しますと損をだれかが負担をするかあるいは会計検査院に事故届けを出さなければいけないという話になってしまいますので、私どもの方では慎重の上にも慎重を重ねる。そうした中では、ただ事業を進めなければいけませんので、いろんな方法工夫していきたいということでございますので、また何かここにお集まりのリーダーの方の中で多少そういう御経験なり御示唆がありましたらいただきたいと思いますが、私どもで今答えられるのはその辺ですので、先ほど申し上げたようにもう少し具体的なことも含めて今回承りましたので、出てくれば事業部の方とも打ち合せをしたいと思いますが、調達部だけでちょっと片づく問題ではありませんので、具体的な



例をもってまた検討させていただきたいと思います。以上でございます。

【司会】 それでは、一番前にお座りのリーダー、お願いいたします。

【大槻リーダー（インド）】 午前中の部長のお話の中に対する質問というか要望になる形ですが、広報が非常に大切であるという、私どももたびたび本部の方からなり事務所の方からもいただいております。それでその広報につきましても、一つは対象国、私ならインドの国内のいろいろな機関、国民への広報ということでございますが、もう一つにはやはり日本国内の国民に向かっての広報も大事だというふうなことをよく指導されております。それにつきまして、私のプロジェクトは昨年幸いにも毎日新聞と読売新聞でプロジェクトを取り上げていただきまして、広報ではない、取り上げ方がちょっと私どもには不満なのですが、新聞社の方針での取り上げ方だったものですからあったということで、それにつきまして私筑波に勤めておりましたときに、いろんな特別な成果が出たときには記者発表という形で新聞記者などを呼びつけましてそしていろんな成果を知らして、それをまたいろんなところに波及効果を期待したという経験がございます。したがって、私ども現地におりました日本国民に積極的なそういう新聞記者とか雑誌記者とかそういうものに対する広報というのは非常に難しいものですから、できましたらJICAの本部の方の広報担当という方がいらっしゃると思いますので、その方を中心に例えば調査団が帰ったときにこういう成果があったよというようなことが出たら、それを広報していただく。私どもの国内での広報は私どもいろんな集会に新聞記者などを呼びましてやっておりますので、国内向きに関しましては窓口をそちらの方でとっていただいて、そして必要なデータ等ございましたら、これだけ多くのプロジェクトですから国民が知らないけれども非常に優秀なものがたくさんあるのではないかと思いますので、そういったことも企画していただければと思います。できましたら、部長の御意見をちょっとお聞きしたいと思います。

【太田農業開発協力部長】 貴重な御意見、ありがとうございます。実は、私たちが手をこまねいているということではなくて、JICA本部の方でも広報課の方がかなり定期的にといいますか、いろんなプレス向けのものをやっているわけですが、いかんせんといえますか売るべき情報、これをやはり我々が必ずしもつかんでいないという面も逆にございます。そういった意味で、皆さんの方からこれは売れる、自信を持って。例えば本当の話記者たちもやはりいろんな情報という関心があって、例えばその特定の国あるいは特定の分野、あるいは何かいいものはないですかということで、自分たちが実際出張して取材するような機会もあるわけです。そういったときのやはりリストにきちっと挙げておけば、そういうチャンスも具体的に広がってくると思いますし、我々としては今いただいたような御提案を逆に帰しましてまた広報関係とも進めていきたいと思っておりますが、その弾と言いますか材料、素材をぜひ皆さんの方から御提供いただければありがたいと思っております。

おっしゃるとおりこれから日本でも、実はちょっと話が長くなりますけれども、帰国専門家の各県別の組織ができておるのです。これが5年ぐらいになりますでしょうか。そこでもお話をしますと、実は青年海外協力隊の場合はもう随分昔からできていまして、協力隊の名前はよく知られているけれども専門家というのはよくわかないと、こういう本当に悲しいある意味では現実、本当に皆さんのやられている規模なり技術力の高さ、そういったものからすればもっと評価されてもいいんじゃないかという面もございますし、本当の協力が役に立っているところを、現実のものとして我々としてはそういうのを広めていく使命があると思っております。先ほど午前中諏訪所長の方から話がありましたように、1つわかりやすい情報提供をぜひ、やはり素人向けというところがかなり大事だと思いますし、ここのプロジェクトの売りはこれだということあたりを含めて皆さんの方からもお願いしたいと思います。これに関しましては、またあしたの討議で恐らく皆さん議論されると思いますので、そういった中からも有益な御提案をひとつぜひお願いしたいと思います。以上です。

【司会】 ありがとうございます。

もうお一人だけの質問を受け付けたいと思います。それでは、真ん中のリーダーの方、お願いいたします。

【古内リーダー（タイ）】 来年度の予算のことでお願いですけれども、1つは我々の方には平成8年度の執行額の30%減という形で予算を組んでくれということで来たのです。そうなりますと、5%や10%ですと節約の範囲ということで、血税で成り立っているわけですからやりますけれども、30%となりますとこれはちょっと、個別協議で詳しいことはお話ししますけれども、やはりそうなりますと予算全体を供与機材も含めてその中でやっていただきたいというのが1点です。我々プロジェクトの後半になりますので、ソフトの面とか成果をどのように具体化していくかということで年報とかマニュアル化を今計画していますけれども、そういうことに影響してくる。それが1点。

それから、プロジェクトのタイ側の総括責任者というのは畜産振興局長になっています。我々はやはりお話できるのはそこまで、その上のタイの例えばプロジェクトの窓口になっている技術経済局それから農業共同省というものになりますと、やはりJICA事務所、そのところで年に会合を持っているはずなのです。ですから、そういうところでやはりODAの予算も含めて日本がこういう形で予算が厳しいということをそちらの方でぜひ相手国にも言っていただきたいと思います。やはり、開発途上国は上意下達で、我々の所長でもやはり畜産振興局長まで許可をもらわないと何事も動かないという国ですので、我々も下からそれから現場で節約には努めますけれども、やはりJICAとしてもそのような形で政府の方に働きかけていただければと思います。以上です。

【司会】 ありがとうございます。

それでは、予算のところだけを簡単にちょっと御説明しておきます。先ほど来から実質今年度の予算とはほぼ同額であるとか実質マイナスという話が出ておりました。それで、プロ技の予算は非常に大ざっぱに分けると3つになります。1つは調査団関係の予算、もう一つは皆様の派遣経費も含めた人にかかる予算です。3番目が機材供与、大きく分けるとこの3つになるのですけれども、この中で実は人件費に占める部分が全体予算の6割から7割の間ということになっております。これは、例えば円安の影響で在勤俸が若干上がるというようなことがありますと、これはもう規定どおり上げるわけです。そうすると、そのところは我々としては絶対手が入らないというか当然それは手の入れられないところでありますので、それ以外のところで調整していかなくては行けない。そうすると結局はどこのところで調整せざるを得ないかということになりますと、先ほどリーダーが言われたように1つは機材供与費というのが出てくるわけです。もう一つには現地業務費。多少もうちょっと細かいことを言いますと、専門家の持っていられる携行機材費であるとか調査団の人数を減らすとか、そういった対応をせざるを得ないということになります。ただ原資として人件費にかかる部分が大きいものですから、そのところで現経費を多少アップのところ維持しようということにしますと、それ以外の経費を率からするとかなり大幅に削らないとやっていけないというような事情が出てくるのだらうと思います。そこら辺のところは、当然そのプロジェクト・サイドとしましては当然受け入れが非常に困難というような事情は私も十分理解しているのですけれども、何せ原資がないという状況にありまして、これは農開部、林開部同じような悩みを抱えております。したがって、とりあえず東京サイドでこのようになっていきますということを御理解いただきたいというのが第1点と、それとあさって行われます個別の打ち合せのところでもう少し担当の方と詰めていただきたいと思っております。

【太田農業開発協力部長】 予算が全く厳しい中で我々努力をこれからもまた引き続きやっていかなければいけないわけですが、一応1つの目安としてこれくらいで御検討いただきたいということを言っております。

けれども、結局最後はそれぞれのプロジェクトで何を優先するかという話になってくると思います。そういった意味では、私が余り、いやそれは一応の日安だと言い切ってしまうとまたこれ整理がつかなくなる面もありますので、ある程度のルールは守りながら、その中でぎりぎりの議論をした中で最終的な方向を出すしかないのかなという感じがしています。私もまた個別にお話、これは別に林水の方でも何かありましたら私も持って帰りますので、タイミングを見つけてお話しいただきたいと思いますけれども、一応農業関係の方については直接お話を伺う機会をそういう意味もあってつくりたいと思っています。

それから、もうちょっと長期的に考えますと、こういう事態になって案件数は5年の約束があって一応の目的がある中で、案件数を急に減らすということができないということになってくれば、極端な話長期専門家を短期専門家に一部切りかえるとか、そういう荒療治も本当に必要な事態も、当然これは逆に言うとかから協力内容そのものも場合によっては見直すということも含めて、そういう場面も本当は想定するぐらいの気持ちで考えていかなければいけないのかなという思いがしていることも事実です。これをきょう、あすやるという意味ではないのですけれども、そういう気持ちだということをお理解いただきたいということ。

それから、先ほど古内リーダーの方から最終的にこれはディーテック（DTEC）なり先方の機関にという話。これにつきましてはもう数年来年次協議の場、あるいはJICA事務所を通じたいろいろ議論の場で基本的な話はしているわけです。逆に言いますと、私が申し上げたかったのは、ここでは話がつかないからここでやれという御指示なり、それはやはりプロジェクトの個別の問題になりますと事務所を引っ張り出す方法もあれば調査団を使うとかいろんなあれがあるわけです。むしろ現場の状況を一番御存じでここを突けば何とかなるかもわからないみたいなめどどきに、そういう調査団なり事務所をうまく使っていただきたい、御指示をいただきたい、そういう意味なのです。だから、これは皆さんにぜひそれをやれという、もちろん日常そういうことは向こうにインフォームをして、何が問題点かということは把握いただくということは皆さんにぜひお願いしたいと思いますけれども、要所要所をとらえたアクションをポイント、ポイントで行っておくというためのぜひサセズションなり御指示、アドバイスをお願いしたい。こういう意味でございますので、一緒になってやっていきたい、こういうことでございます。よろしくお願ひします。

### 5-13 分野別分科会の討議方法について

【司会】 続きまして、あした行われます分野別分科会の検討方法についてということで、簡単にちょっと事務局の方から御連絡をさせていただきます。

毎年プロジェクト・リーダー会議では、個別の課題についてそれぞれ分科会を開きまして協議を行っているところでございます。ことし私どもが選びました共通討議のテーマということで、2つ選んでございます。1つが、先ほど話題になりましたプロジェクトの広報についてということが1つ。2つ目が、プロジェクト運営上の工夫、アイデア等についてということでございます。広報につきましては、けさほどからそれぞれ何人かの方がその必要性について話されていると思いますので詳細は割愛いたします。それと、プロジェクト運営上の工夫、アイデアというところも、これは予算のところにも直接響いてくると思いますが、我々がこれからプロジェクト運営について目指すというところは、やはり効率的な効果的な運営を目指すというのがやはり求められてくると思っています。したがって、皆さんのプロジェクトで行われているちょっとした工夫であるとかアイデア、これが結果的にはコストベネフィットのいいもの、効率性の高い案件になるというようなことになると思っています。

したがって、そのようなアイデアを今回のリーダー会議で打ち合わせて討議していただきたいというのがもとの趣旨でございます。

それで、まず最初に私どもがイメージしている成果品でございますけれども、まず広報、それとプロジェクト運営上の工夫と2つのタイトルがありますけれども、それぞれプロジェクトの事例集ということで、これは印刷をしまして最終的には農林水産の全プロジェクトに送る、送付するというのを考えてございます。したがって、昨年皆様方をお願いいたしましたプロジェクトごとのそれぞれ広報の実際にやられている方法であるとか運営上の工夫であるとか、そういったものを若干リバイスいたしまして正式に報告書にまとめるということを考えてございます。ただ、それにつきましては単に事例集ということではなくて、総論的な考え方をやはりつくらなければいけないということがございます。したがってあしたの会議ではこの2つの課題について、総論的なものについて話し合ってください。2つ目については、個別具体的に事例が既に皆様のところ資料として配られていますので、それに沿って皆様のアイデアを加えて若干訂正した方がもっと効率的にいくだろう、効果的にいくだろうと思われるようなものがあれば赤字で訂正していただいて、直していただいて、それで本部の方に出していただきたいということでございます。

それで、先ほどのペーパーに戻りますけれども、討議の進め方ということで、これは例年でございますけれども、座長と書記を選ばせていただきました。このお二人が中心になって分科会を進めていただきたいと思っております。特にその総論部分につきましては、あさっての午前中各分科会の座長からその内容について発表していただくという予定にしております。分科会は5分科会に分かれております。農業分野、畜産エネルギー分野、林業分野、水産分野、それに研究分野ということで、研究分野には農業関係と林業関係のプロジェクトが入っております。

それで、このペーパーの方に書いてありますけれども、皆様方から寄せられた各種事例等については、若干本部の方で重複しているものについては一部削除するとか、あとは別のカテゴリーに入れた方が座り心地がいいというものについては多少動かしてございます。一応その点については御了承ください。

それと2枚目でございますけれども、討議のポイントということで、プロジェクトの広報についてという点と次のページはプロジェクト運営上の工夫、アイデア等についてということが書かれておりますので、大変恐縮でございますがリーダーの皆様これをちょっと読まれて、イメージをつかんでいただきたいと思っております。特にプロジェクト運営上の工夫、アイデア等についてというところに幾つかの区分については分科会を指定してございます。例えば区分の1、相手国のローカルコスト負担、ローカルコストの確保対策ということでは、農業と水産分科会がこれは一応オブリゲーションとして討議していただくということになっております。以下このペーパーに書いてあるとおりでございます。したがって、この指定された分科会はこの区分を一応責任を持って討議していただきたいということでございます。

それで、次のペーパーに分科会検討結果（総論取りまとめ様式）というのが書いてございます。一応この様式に沿いまして総論部分については座長の方と書記の方に取りまとめをお願いしたいということでございます。それでこのペーパーをもって、座長の方はあさっての午前中15分間発表していただきたいということです。

それと、このペーパーには書いてございませんけれども、それぞれの分科会で協議された内容については、とりあえず個別の事例については赤字、赤ペンでちょっと筆を入れていただくということにしたいと思っておりますけれども、それ以外に各リーダーの皆様が自分のプロジェクトに戻ってもう一度検討されて、自分のプロジェクトの自信作というものがあれば再度これを出していただきたいということでお願いしたいと思っております。

【太田農林開発協力部長】 あしたの予定はそういうことなのですけれども、どういう背景でこういうことに

なったかといいますと、リーダー会議何年もやっておるわけですが、それはそれなりに皆さんの御意見を聞かせていただいたり意見交換をやって1つのやり方だとは思うのですが、去年のリーダー会議の一部反省的な話もあって、要するに皆さん方が本当に現地に御苦労いただいているんな工夫をしながらプロジェクトを運営いただいているというものを、私ども皆さんお帰りになったときあるいは私たちが現地に行かせていただいたときに初めてそのことを知るということになるわけです。そういうものの中には、いわゆるデリバレイトリーといいますか、意識的にそういうふうに行われているものと、いや、そうでないのだけれどもえらく効果が上っているというのがあります、そういうことを現実的には私もいろんなところを発掘するような思いで、逆にこれはほかのところでもというようなものについてはいろんな機会を通じてお話をさせていただいています。ただ、やはりそういうものをきちっと書いたものの形にして残していくのが非常に大事ではないかという思いがあります、今回については皆さんのむしろお知恵を集大成するということにしたいという思いで、こういう今回のテーマ選びということになったわけです。恐らく次にリーダー、特にリーダーだと思いますけれども、リーダーで行かれるような方がいろんな現地で現実的な悩みを持たれると思います。そのときの知恵袋という形で使えるものになればと。もちろん今回で完結編ができるというようには思っておりません。先ほど後から自信作をといいましたのは、いやそんなことならおれのところでいっぱいやっているというのが、恐らく今回の議論の中でさらに出てくるということを私たちは期待しておるわけです。いやこんなことは大したことないから書かなかったのだけれども、いやそれならみんなにもこういうことを知っておいてほしい。例えば自分の分野でなくても、次にリーダーに行く人に何かサゼッションをしろと言われたら、自分でこういうところはうまくいった。逆に言うと失敗したやつも本当はあった方がいいのかもわかりませんが、そういった情報がきちっと集大成されるということを期待しているわけです。できましたらリーダーが一般的に交代になる2年か3年、そういうインターバルで、前のものを捨てるのではなくてさらに加除訂正をしてより立派なそういう手引きになれば。だから逆に言うと、こういうことで悩んでいるということに対して幾つかの処方箋、これはまあ完全な答えはないと思います。そういった意味で、皆さんの御苦労の足跡をきちっと残していくことが次の工夫につながっていくのではないかと。そういう思いでの今回のテーマ選びでございますので、そういう趣旨を体していただいて、できるだけ気楽なといいますか、いやおれのところはこうだという意味での活発な御議論をぜひお願いしたいと思っております。よろしくお願いします。

【司会】 あしたの分科会は、担当事業課から1名それぞれの分科会に張りつきます。JICAの制度であるとか等について何かアドバイスをすることがあれば、我々参加いたしますので十分使っていただきたいと思ます。

これで第1日目のリーダー会議は終了させていただきます。どうも御協力ありがとうございました。

## 6. 分野別分科会検討結果報告及び討議

【川崎リーダー（インドネシア）】 農業分科会の検討結果を簡単に報告をさせていただきます。

まずテーマの第1番、プロジェクト広報についてでございますが、申しおくれましたが資料はこの9枚紙の資料でございます。まず広報についてでございますか、まず一体何のためにだれにどういう広報をやるべきなのかということにつきましては、まず第一義的には日本国民あるいは日本の政府機関にきちんと技術協力、ODAの成果を理解してもらうことであるということをおきちりとやはり押さえておく必要があるのではないかと。さらに

あわせてと申しますか、現地国の国民でございますとか政府機関の理解を高めるということによって、技術協力実施に好ましい環境をつくるということがあるだろう。この延長線上においてと書きましたのは、これが広報という範疇に入るかどうか、コミュニケーションと非常に重なり合うという意味で延長線上と書いておりますけれども、このプロジェクトのカウンターパートですとか直属の幹部ですとか、プロジェクトの直接の対象でございますとか、そういったところへのPRということもこれは非常に重要ではないかというふうに整理をしたわけでございます。

では、そのためにどんな手段が望ましいかという議論でございますが、手段そのものに入る前に1つ整理しておくべきことは、プロジェクトのタイプ等によって広報の手段あるいは対象がかなり大きく異なるということも認識しておく必要があるだろうということで、大きく2つに分けて、普及型あるいは農村開発型、こういったプロジェクトにおきましては活動そのものがそれ自体広報普及の性格を非常に強く持っておるということがございます。そうなりますと、地域への広報に活動自体非常に大きなウェイトを置くということになります。反面、日本への広報ということになりますと、直接のつながりが少ないということで、これはJICA本部とのパイプを通じまして、そこから御指導を得ながらできるだけ意図的に行うという必要があるのではないかと。次に研究開発型ということになりますと、これはむしろ学会だとかいろんな国際会議ですとかを通じて、日本、世界へのパイプがむしろこれは意識をすればつくりやすい面がかえってあるのではないかと。一方相手国の中では対象が非常に限られるということで、こちらの方をある程度焦点を絞って意図的にやっていく必要があるのではないかとこのように考えられるわけでございます。

手段でございますけれども、これは非常に多様なものが現実に実施をされております。非常にユニークかつおもしろい例がたくさん紹介されたのでございまして、時間の関係上その雰囲気ダイレクトにお伝えできないのは非常に残念でございますが、これはこの資料の中でごらんをいただきたいと思っております。いろんなプレスツアーといったものに積極的に対応している事例も相当ございました。それから相手側が主催する展示会だとか、そういったものに積極的に参加をしていく。これは意外とコストを安くうまく省エネ的にしかも効果が大きいという例もございました。それからパンフレット、リーフレット、ニュースレター等非常に多様な工夫をされているという例もございました。1つユニークな例としては、日本政府の幹部の方がいらっしゃったときに、こちらの偉い人に会わせるという、それは必要なのですけれども、むしろ現場に出向いていただいて村へ入っていただいて、農民とかその地域のまさに草の根のところには膝詰めで話をしてもらうということで、非常に地元で大きいインパクトがあったというような例も実は報告をされております。詳しくは付属の資料をごらんいただきたいと思っております。

さらに3点目、特に効果的な広報手段は何かという問いかけでございまして、これは今申し上げたことで報告にかえさせていただきます、どのような点に留意することが必要かという点を簡単に御報告いたします。広報の第一歩として我々が心がけるべきことは、リーダー、各専門家が自分のやっている活動の成果を常時きちんと把握をしておる。そして、これを第三者等にわかりやすい表現で整理をして理解してもらう。そういうふうに整理をしておく、そしていつでも出せるという状況にしておくことが第一歩として重要なのではないかと。わかりやすい表現のポイントとしては、チャートにするとかビジュアルにするとか、それからプロジェクトにはきちんと上位目標ということが非常にわかりやすい、部外者といえますか直接のプロジェクトそのものの詳しい状況知らない方にもわかりやすい表現で目標が設定されておるわけでございますが、そういったところとの関連を十分意識した具体的な表現といったものに心がけるべきではないかということでございます。

なお、広報活動には実は手間と金がかかるという側面も否定できません。ある程度はこれはそれ自体が重要な活動であるということをしかりと腹におさめて対応するということが必要だというふうには思いますが、さらにいろんな工夫はあり得るだろう。相手側の催しにできるだけのかかるとか、あるいはカウンターパートにも少しくらせようではないか。場合によっては金も出させようではないかということ。さらにはこの現地業務費の部類になりますけれども、啓蒙普及費といったものがJICAでも経常されております。そういったところを積極的に活用するということが有効なのではないかという議論もございました。

それから、ここは強調しておくべきことではないかというふうに思いますけれども、プロジェクトで実施する広報というのはやはりこの位置、場所の関係から言いますと、相手の国民ですとか政府機関、そういったところがやはり第一義的にプロジェクトとしてはそこに焦点を絞っていかざるを得ない。かといって日本国を無視するわけではございませんが、その場合には例えばマスコミ対応ということになりますといろいろ配慮してかからなければいけないこともあるということもございます。そういうことも頭に置いた上で、JICA本部ですとか現地事務所のお指導のもとに要請に応じて積極的に対応していくということにすべきなのではないかという議論もございました。

今後の取り組みでございますけれども、これは特に私自身を含めて若干のプロジェクトからもあったわけでございますけれども、いろいろ格好のいいことは御報告として申し上げましたが、現実自分のプロジェクトに戻ってみますと広報というのはなかなか実はまだ意識として遠い存在でしかない。なかなかそこまで実は頭が回らない、暇もないというのが偽らざるところでございます。でございますけれども、このきのう私どもやりました議論を踏まえまして、やはりこれはリーダーが率先をしてこの広報の必要性といったものを十分認識をして前向きに対応する、こういう雰囲気づくりからやはり始めるべきではないかということを確認した次第でございます。なお広報につきまして、本部、現地事務所等からより濃密かつ具体的な御指導等を今後ともちょうだいできれば幸いだというふうに存ずる次第でございます。

次にテーマ2、プロジェクト運営上の工夫、アイデアにつきまして、割り当てられました区分の相手側のローカルコストの確保対策に入ります。まず主な論点と申しますか、現状認識から入りますけれども、全体として見ましたところ、相手国は総じてローカルコスト負担については基本的によく認識をいただいております。予算についてもきめ細かく計上していただいているケースが多くなってきたということでございます。しかしながら、国によってはやはり財政事情がございまして絶対額が不足しておるとか、あるいは費目によってはなかなか出せないというような困難なケースも見られるわけでございます。そういった実態を踏まえて、手は緩められないというのが一致した見解でございまして、まず相手国の予算の確保には、これはカウンターパートにやってもらうということになるわけですが、財政当局へかなり濃密に適時適切な働きかけというのをこれはやっていく必要がある。それから他のスキームによるローカルコスト支出といったものにつきましても、可能性と必要性があれば検討していくべきであるという意思統一をしております。

具体的なアイデアということになりますけれども、アイデアといえるかどうか分かりませんが、まず本部から御示唆がありました2KRの積立金につきましては、スリランカの植物検疫所計画でこれを実は活用するめどが立ったようでございます。それから、同じスリランカのほかのプロジェクトについても、実は実現にはまだ至らなかったようでございますが、かなり濃密に検討された経過もございます。ほかのプロジェクトにおきましても、いろいろこれについては検討してみようではないかというふうに申し上げたところでございます。

2番目でございますが、これはインドネシアの特殊事情かもしれませんが、1つの例として申し上げます

と、インドネシア側はJICAの予算総額を示した上でパペナスの方に、ではこれだけのインドネシア予算をくれ、こういう要求をしなればいけないということが一昨日もある専門家から報告がございました。これに対しては単年度予算という日本側の枠がございますけれども、これはある程度目安といった格好で柔軟な情報提供の対応をしていった経過がございます。これは私ども自身のプロジェクトについても、同様の経過がございましたことを御報告をしたいと思っております。

今後の取り組みに向けてでございますが、これはちょっと筋から離れるかもしれませんが、事業の持続的実施、つまりプロジェクト終了後までちゃんと金も計上され動いていくということのためには、やはり早いうちからいろいろ考えていく必要があるのではないかという議論がありました。プロジェクトの性格によりまして、収益業務を取り組むということもいろいろ考えていくべきではないか。それから収益部門がないというプロジェクトがたくさんございます。これは経常予算化という、大変国によっては難しいと思うのですが、そういった努力が必要になってくる。しかしそれもできるだけ早いうちから我々がプッシュしていく必要があるのではないかということでございました。

3番目でございます。同じく工夫、アイデアの4番目、コミュニケーション確保対策ということでございます。主な論点として、コミュニケーションというのはプロジェクト活動実施上最も基本的な事項であるといふことで認識が一致しております。非常に対象が広い、方法も多用であるということもございまして、要はプロジェクトとしてはコミュニケーションの基本的な手段、手順、手法といったものをきちんと的確に実行する。さらにその上で次の工夫を重ねていくという姿勢が必要なのではないか。これは具体的には後ほど申し上げます。それから、言語の壁に非常に苦労しておられるケースがございます。これにいろんな、この壁を乗り越えるための努力をしておられるということ。サイトが分散しておるプロジェクト、あるいは活動部門が縦割りにかなりはっきりと分かれておる、こういうプロジェクトではプロジェクトとして全体的な方向というか、そういったものを全員が確認をするために特に努力が必要であるというコメントがございました。

そういうことを踏まえまして、アイデアと申しますか二、三申し上げますと、これはアイデアではございませんが、基本的なコミュニケーション体制というのはやはり早い時期からきちんと整備をしようではないか。つまりリーダーとそのカウンターパートでありますプロジェクトマネージャー、あるいはプロジェクトディレクターとの定期的な会合ですとか意思疎通から始まりまして、合同調整委員会タスクフォースはもちろんでございますけれども、カウンターパートとの定例ミーティング、あるいは専門家同士の定例ミーティング、こういったものをきちんとやっていくということが基本としてどうしても必要になるであろう。さらにその上に、いろんな具体的な工夫というものも積み重なってくるのではないかと。さらに、プロジェクトの立ち上がり時期におきましては、やはりこれはいろんな配慮が必要ではなからうかという議論がございました。第1点は、開始直後に意外とカウンターパートが、このプロジェクトは始まったのだけれども、一体どういう目的で何をやるのかということ全く承知をしてないというケースが多々ございました。したがって、R/Dでうたっていることが一体どういうことを意味するのか、あるいはTSIでどういうことをやろうとしているのか。そういったところを具体的に説明をし議論をし、共通の認識を組み立てていくというのに相当なエネルギーを要するケースがある。しかし、それは避けて通れないということで、開始時期には相手の認識を十分確認をした上でこういった手をきちんと打っていく必要があるのではないかという議論がございました。それから、プロジェクトと同時に新たな組織体制整備をするというケースがございます。これは、でき上がると非常に後が円滑に参入ということで望ましいケースなのですが、それをつくる際には格別のエネルギーを要するという報告がございました。それから、言



葉の壁を越えるためにいろいろ工夫をし努力をしているという事例報告がございました。これはごらんいただきたいということで、具体的な説明は省略いたします。

今後の取り組みに向けてということでございますけれども、1番目には、これは再確認でございますけれどもコミュニケーションということが基本的に重要であるということ、実はもう一度再確認をしてきちんとした手を打っていないかということ。同時に、これは専門家ばかりではなしにカウンターパートと専門家との間に、プロジェクトの目的だとか何をどうやるのだとか、成果がどうだったといったことについて意識の統一を図る、認識の統一を図るということ、これが非常に実は大事で、これが最初に申しあげました広報活動の円滑な推進という意味でも非常に重要な意味があるという認識をいたした次第でございます。

なお細かいことでございますけれども、先ほどの言語に関連いたしまして現地語対応がかなり必要なケースもございます。そういったことについては、現地語教科書といった予算的な制度も用意していただいておりますけれども、ひとつこの点につきまして一層今後積極的な御支援を本部に対して御要請を申し上げたいと思います。大変雑駁になりましたが、以上で報告を終わらせていただきます。ありがとうございました。

【司会】 どうもありがとうございました。

続きまして、タイ家畜衛生研究計画の古内リーダーの方から、畜産園芸分野の結果報告をしていただきます。よろしく願いいたします。

【古内リーダー(タイ)】 我々のところにはオブザーバーの方4人入りまして、計10人で幅広く検討させていただきました。

まずプロジェクトの広報についてですけれども、これはほとんど同じですけれども、プロジェクトのニーズを知らせる、それからプロジェクトを正しく運営するということがやはり目的だろうと思います。そのためには多くの人々に理解してもらう。これは相手国、日本国を問わずです。これは量的な面で努力する。それから、正しくプロジェクトを理解してもらう。これは質的な面からやはり努力する必要があるだろうと思います。やはりプロジェクトを円滑に進めるためには、その支援母体、我々が来ている支援母体から長期、短期専門家が来ていただけるわけですけれども、その支援母体の人、関連の人々に正しく理解、評価をしていただいた上で来てもらうということでない、なかなかプロジェクトには参画していただけないということですから、そのために広報で努力するということはこれも必要なことだろう。

それでは、次にどんな手段が望ましいかということですが、それぞれのプロジェクトでもう既に行っている日常的、恒常的な広報活動、それからセミナー、ワークショップ、年報とかテキストを発行している。これはもう日常的にやっていることだろうと思います。それからプロジェクトの支援活動の一環としては、中堅技術者養成対策とか啓蒙普及活動、これはまた研究型のプロジェクトでは特にフィールドにそれを普及させるというふうなことで有効ですし、我々のプロジェクトでも行っております。それからもう一つはマスコミによる広報ですけれども、これは国の背景もありますし必ずしも我々も実態をつかんでいるわけではありませんけれども、これも今後やはり多くの人に知ってもらうためには必要な手段だろうと思います。そのほかに我々のところで検討されたのは、成果をもっと積極的に展示しよう。例えば写真とか漫画とかチャートとか、そういうものである時期にそれを展示する。それから情報というふうにしてしまいましたけれども、これも大きな意味では情報に入りますけれども、そういうプロジェクトを数字的にも知ってもらうというためには、やはり情報を提供するとか展示するということがもっと積極的に進められるべきではないかということです。それから、プロジェクト一つ一つではそれほど大きな成果が年々一般の人に知らしめるだけのものはないと思います。ですけれども、それぞれ

のトピックとか、そういうものを同種のプロジェクト、それから同国内、例えば林業も1つの国で幾つかやっています、水産もやっています、それから我々は家畜衛生とか酪農、畜産やっていますけれども、その間の共通点を見つけて相手の国に宣伝するとか知らしめるということは、日本のプロジェクトの一体化と非常にバックがきちんとしてやっているということでは効果があるのではないかと思います。

それから、特に効果的な広報手段に移りますけれども、これは先ほどと同じように同種のプロジェクトを同時並行紹介するという事で相乗効果を期待できるのではないかと思います。それからもう一つは、例えば日本で作ば市で科学技術週間をやっていますけれども、それはほとんど研究機関で国外でやっているプロジェクトはほとんど紹介がないと思います。そういうところにやはりコーナーを設けるとか、それぞれの機関でその部分を設けるとかして、幅広く専門の人それから一般の人にも知らしめる。そういうことも非常に効果があるのではないかと思います。それから相手国に対してですけれども、フェアを開催するとか、若干お祭り気分になりますけれども肩の張らない形でプロジェクトを紹介する。これも1つでは大変でしょうから、それぞれが共同で、それからJICAの支援とかそういうことでやっていく。例えば我々のプロジェクトは19年前に家畜衛生改善計画をタイでやりましたけれども、来年が20年になります。我々のプロジェクトも終わります。非常に前のプロジェクトは成果が高いという評価を得ていますけれども、5年とか10年、20年という区切りで、それを1つ20年ひっくるめて宣伝なりするというのも個人的には考えているのですけれども、お金とか人の問題とかありますけれども、例えばそういうふうな大きな形で多くの人に理解してもらうということが必要かと思えます。

留意点としては、やはりプロジェクトの背景、その国々で経済状態、国の発展が違いますので、余り背伸びをしないということで、そこを十分顧慮するべきではないかと思います。それから、これが一律に強制的にこうした方がいいというふうな指導の形になってきますと、かなりプロジェクトに重みになりますので、やはりプロジェクトサイトの主体性に任せるということが留意点かと思えます。

今後の取り組みについては、やはりプロジェクトの状況に合った活動をするということですが、これには限界があります。ですからJICA本部、それから事務所と連携をしてより活発にプレス活動、広報に努める必要があろうかと思えます。

次に、プロジェクト運営の工夫、アイデアに移ります。2つありますけれども、1つはカウンターパートの確保と活性化対策です。これは主な論点とすれば、やはりカウンターパートの確保が難しい、数が少ない、質と言うと失礼ですが専門の知識が低い人が多いということで、プロジェクトサイトとすれば努力しても限界があるというのが我々の意見でした。それぞれ国によって違うと思えますし、我々の研究機関ですと1つの研究室に8名から10人カウンターパートというか研究者がいます。ですけれども、例えば国によっては行政機関が2つにまたがるか、プロジェクトサイトが2つにまたがる、それからカウンターパートが兼任しているというふうなことで、非常に苦勞されている面があります。これはほかのプロジェクトもそうでしょうけれども。ですから、まず1つは確保の問題、それから定着化を図る。それから、専門職でなければカウンターパートになり得ないかどうかということです。定着化を図るとすれば、その下の技術者、そういうものもカウンターパートとして枠を広げていく必要があるのではないかと思います。それがイコール、プロジェクトの持続性につながるというふうなことで、やはりこれをプラスと考えてその現状の中で努力するということが必要だろうというふうな議論されました。

ですから実用性と効果の面では、やはり調査の段階、それからR/Dを結ぶときに相手の政府ときめ細かくカウンターパートの確保、補充、それから配置転換があった場合どうするかということをきちんと上の段階でやっ

ていただきたいというのが出発点です。それからプロジェクトがスタートしてからは、やはり現状を認識してやる気を起こさせる。その人をおまえはだめだと言うのではなくて、10の内1つでもよければいいと褒めてやって次に持っていくということがないと、なかなかうまくいかないということです。それから、例えばこれも話がありましたけれども日本での研修、これは順番制で、研修を受けてくるとポジションが変わってまた次の人がそこへ来るというようなこともあろうかと思えますけれども、やはり日本での研修をやるためには1つ相手の政府に、例えばプロジェクト期間中は動かさないとか、そういうきちんと長く働いていけるという人をまず選ぶ必要がありますけれども、また逆にそれを特典にして次のステップにする、やる気を起こさせるというふうなことです。それから、非常に未熟でしょうけれどもいろんなところを責任を持たせて、例えば研修の先生にするとか、小さいことの指導にその人を立ててやるとか、そういうことが必要かと思えます。テキストとか解説書を我々自身がつくるのであればこれは非常に簡単だと思えますけれども、やはりそれをカウンターパートに手づくりでもいいですから部分、部分でつくらせるというふうなことで、総括的に言わせるとやはり限られた数の中で自信を持たせて持続性を図っていくということに尽きるのではないかと思います。

今後の取り組みでけれども、やはり相手国もカウンターパートというのは職があって、身分があって地位であって昇格していきます。ですから幾らとめても、やはり配置が変わるとか仕事が多くなるということがあります。ですから、その実施機関が複数化したり兼任という問題があって非常に複数になりますけれども、その調整をいかにやっていくかというふうなことです。これは非常に難しいですけれども、やはり相手機関と常に情報をとりながらやっていくということが必要かと思えます。

それから、やはり現実に悲観してこれはだめだ、このカウンターパートではだめだということではなくて、やはりこれを肯定的にやっていくしかないわけですから、その中でいかにそのカウンターパートと効率よくやっていくかということがプロジェクトサイトとしては出発点です。それから、やはり人員の確保ということであれば、下から上げるということも我々は努力しますけれども、やはりプロジェクトの事務所なりもう少し調査団というふうなことから相手の政府にプロジェクトのサステナビリティではカウンターパートの数と持続性というのが必要だよということを機会あるごとにやっていただくというふうなミットでやっていく必要があろうかと思えます。

最後のプロジェクト波及効果の波及対策という言葉そのものですがけれども、波及という意味について考えたわけですがけれども、波及というのは何も積極的に動かなくても波及ですから、これは非常に消極的にそのプロジェクトが伝わっていく。あのプロジェクトはいいとか悪いとか、そういう形なのですけれども、皆さんの事例集に載っているのを見ますとほとんどが普及という観点で書いているように思います。ですから、これを考えますと、我々が一歩進んで普及活動をして、それがプロジェクトの効果がよく伝わっていくというふうなことを波及というふうなことで、若干波及という意味から離れますけれども、やはり普及活動が前提にあるのではないかと。プロジェクトの活動のほかに、それがいい意味での波及になります。ですからマイナスの場合もありますので、これは我々は注意しなければなりませんけれども、悪いうわさが伝わるということもなきにしもあらずです。

それが前提になりまして、ただプロジェクトの普及というのはプロジェクトサイトだけが努力しても、相手国の例えば理解とか発展の度合い、そういうものによって非常に伝わっていくそれから理解もそれに比例するわけですから、それを期待するためにはプロジェクトサイトだけの努力ではなくて、やはりJICAなり相手国政府それから支援母体というものが一体とならないとなかなか普及、それがいい意味での波及効果が上がっていかないということだろうと話し合いました。

それから実用性と効果の面ですけれども、やはりプロジェクトはプロジェクトサイトでやっているだけではなくて、それを常に情報として流す、成果を展示するということではなければそれを知っていただけないということ、波及効果もないということですから、これは最初の広報に大分重複する場面がありますけれども、やはりそれをネットで考える必要がある。ですから研修、実習、実証によってその成果を広めていく。カウンターパートを通して広めていくというソフトの部分もありますし、物で広めていくということもありますけれども、そういうことです。それからカウンターパートを通して、そのカウンターパートがその現場の人とかもっとローカルの人、そういう人たちを育成してそして宣伝していったり広めていくということも必要ですし、もうあるプロジェクトではそういうことを計画しているということ。プロジェクトの目的は普及までは入ってないのですけれども、やはりそれを定着化してやるためにはその一歩先というのは、プロジェクトの終わる段階から相手国にそういう形を計画させるということも必要かと思えます。それから、やはり研修とか情報の提供を、プロジェクトの枠はこれだけだというふうに厳格に考えるのではなくて、やはりもう少し幅広くそれを進めていく必要があろうかと思えます。

今後の取り組みについてですけれども、プロジェクトの最終目標というのは技術の定着それから普及なわけですが、黙っていてもこれは自然的に普及効果は上がるはずですが、それを波及という意味にとらえずに、明確な定義はないのですけれどもやはりそこにプロジェクトの一環として我々が普及にもう少し努力すれば、それがより多くの人により正しく理解されるということだろうと思えます。ちょっと内容が取りまとめがあれですけれども、これで終わりたいと思えます。どうもありがとうございました。

【司会】 どうもありがとうございました。

続きましては、3つ目の分科会でございます。林業分野の分科会。座長がミャンマー中央林業開発センターの安藤リーダーでございます。よろしくお願いいたします。

【安藤リーダー（ミャンマー）】 ただいま御紹介にあずかりました、ミャンマーの林業プロジェクトの安藤でございます。林業分野分科会10名ですが、その概要について簡単に報告させていただきます。

まずプロジェクトの広報についてでございますが、何のために広報が必要か、どんな成果を期待するかということでございますが、2つございまして、相手国に対するものと我が国に対するものということであるという内容ですが、まず相手国に対してはJICAのプロジェクトの活動につきまして正しく認識してもらうということで、相手国の十分な理解、協力を得ることが大きな部分かという意見でございました。プロジェクトの円滑な活動にとって相手国の理解が得られるということがぜひとも必要であるということの中においては、広報の意味合いが非常に強いということでございます。我が国に対しましては、やはりODAの関係とJICAに対する正しい認識と理解を得るということで一致しております。ということから、プロジェクトを円滑に実施してまいるということ、さらには円滑な実施を図りながら事業を継続して行っていく、さらに発展させる。さらに外に対しても効果を波及させていくということが、各期待できるのではないかというふうなことでございました。この場合、プロジェクトの広報と普及活動、プロジェクトの中には普及を取り込んでおるものも幾つかございますが、その普及活動との関連性が若干議論になりましたが、普及活動も広報の一環というふうなとらえ方もあるのですが、一応普及活動を念頭に置きながら広報を推進していくというふうなことで、必ずしもこれは一致しないだろうということでございます。

それで、第2、第3のポイントにつきましては、どんな手段が望ましいか、あるいは特に効果的な広報手段は何か、留意点は何かということにつきましては、一括して議論をいたしまして、まとめて報告させていただきた

と思います。我々の議論は、広報の手段ごとに議論しておりまして、その内容ごとに問題点、留意点等を議論しました。まずニュースレターの定期的な発行ということでございますが、これにつきましてはあるプロジェクトにおいて非常に手間暇をかけて立派なものをつくっておるといふような事実が発表されたわけでございますが、やはり問題として手間を非常に要するということが挙げられております。そのため、継続的に発信するということに困難性が伴うという事実がございます。対策といたしましては、やはり専門家あるいはリーダーがみずからやるというふうなことも必要なのですが、やはりカウンターパートをそこに巻き込んだ形で実施していくということが必要ではないかというふうな我々の意見でございました。そういうことにより、カウンターパートに対するこの面での技術の移転もできるというふうなことで、徐々にカウンターパートにこの広報面での技術移転も図っていくということでございます。

2番目はパンフレットの作成でございますが、これも不特定多数の人にプロジェクトの概要を知らせるということで非常に有効であるということでございまして、幾つかのプロジェクトで既につくっておりました。議場でも幾つかのプロジェクトからそのパンフレットにつきまして配付されております。言語につきましては、現地語で作成するというふうなこと、あるいは英語で作成するというふうなことでございますが、やはり基本的には住民を対象、相手国の住民を対象にするというふうなことであれば現地語ではないかというふうな意見が多かったと理解しております。重要なことにつきましては、ここにアンダーラインをちょっとさせていただいておりますが、わかりやすい表現。違うところは、専門用語は使わないというふうなことを留意する必要がある、でございました。そのためには、1つのプロジェクトから出されておったのですが、奥さん方をその中に協力していただきまして、奥さん方に見ていただくというふうなことで、素人に見ていただくということが必要だということが事例として出されております。

3番目はセミナー、ワークショップの開催ですが、これにつきましてもほとんどのプロジェクトで実施しているということでございまして、既にもういろんな成果を得ておるわけでございますが、やはりこの関係で議論になりましたは参加者の問題というふうなことがございまして、可能な限りこれをオープンにするというふうなことがポイントだったかと思っております。要するに余りクローズな形で限定してしまうのではなくて、すべてに開放しろということではないのですが、やはり関係者あるいは広報効果を高めるためには、それなりにNGOの参加だとかドナー機関、他国の、あるいは国際機関等の参加を得てやるというふうなことが非常に効果が高まり広報に資するのではないかというふうなことがありました。

次にイベントの関係でございますが、これにつきましては具体的に書いておりますが、植林ツアーを実施しておる。これは協力しておるといふふうなことでございますが、プロジェクトの置かれた地理的なものとかございまして、日本からの旅行者が非常に多いというふうなところにつきましては、そういうふうな対日本向けの広報活動がやはり重要なウエートを占めるということがこの中の議論にあるのですが、したがってそういうふうなプロジェクトにおいては特に各種プロジェクトへの協力というふうなことが出てくるわけでございますが、これについてもややもすれば過った環境問題等が非常にクローズアップされておるわけでございますが、それにつきまして正しい認識を持っていただく。森林についての正しい認識、あるいは林業、我々の努力につきまして正しい理解を得るといふふうなことは、簡単なようすがなかなか難しいことであるということが後でも若干述べますが議論されまして、その面での理解をいたしたわけです。その場合に1つ挙げられたのは、参加者、参加されまして帰るわけでございますが、それをフィードバックしまして、その報告を参考にして、それで終わらずにそれを参考にして次に発展させていくというふうな取り組みがぜひとも必要ということでございます。

次に学校教育との連携ということですが、林業の場合は非常に長期を要するという特性があるのですが、やはり次世代を担う青少年というふうなものを取り組んで対策を考えていくというふうなことが幾つかのプロジェクトから挙げられておりました、その場合の具体的な事例としては植樹祭への招待、講師の派遣だとか作品コンクールを開催するというふうなことが挙げられておりますが、これは今後もいろいろなプロジェクトをやっていきたいというふうなことで、林業関係は特にこの辺についてポイントを得てやっていくということもございました。

6番目がマスコミの活用ですが、これがなかなか難しいところで議論があったのですが、いわゆる両刃の剣というふうになる可能性がございまして、積極的にマスコミを活用するというふうなことなのに活用されるみたいになっている。活用するということなのですが、その辺はやはり事前に十分な打ち合わせ等、根回し等を十分に行うということが必要であるということと、やはり相手方の意図する方向ではなくて我が方の意図する方へ誘導するというふうなことのためには、リーダーがもちろん細心の注意をもって臨むということが出ています。ただし、そのために後ろ向きになるというふうなことでは決してならないということでございます。それと、マスコミの活用の際には経費がかかる場合もあるのですが、記事として掲載するとかそういうふうことになれば経費がかからないので、そういう面でのマスコミを活用していくというふうなことが望ましいのではないかと意見をいたしました。

次にVTRの活用なのですが、これは非常に簡単に理解していただける。やはり視聴覚に訴えるというふうなことが最も大きな、先ほどどなたかからもあったかと思いますが、イラストを使ったり漫画をつくったり、そういうふうなことが非常に効果があるのですが、そういうことにおいてはVTRの作成は非常に効果がある。10プロジェクトあるわけですが、このうち6つについては既に実施または実施予定というふうなことで報告を受けております。問題は、やはり経費がかかる。100万円、200万円というふうなことがあるわけですが、このためJICA本部への啓蒙費等の御配慮をいただきたいというふうなことも後の方で若干触れさせていただきたいと思うのですが、そういうふうな面での問題があるということでございます。

今後の取り組みにつきましては、これらの取り組み方法があるわけですが、やはりいろいろな接触の機会を開いたプロジェクトということで、いろんな機関との接触を図っていくというふうなことが基本にあるのではないかとございます。それと、JICAは他の国際機関、FAO等があるわけですが、あるいは他国のドナー機関に比べて広報面の若干技術がおくれておるのではないかとというふうな指摘がございました。今後はこれらの機関との連携をとりながら積極的に学び取るという姿勢で、交流を行っていくということが必要であるということでございます。これらの点を踏まえまして、各プロジェクトは広報技術の向上、これはプロジェクトとしての向上であって、専門家だけではございませんでももちろんカウンターパートを含めた技術の向上ということを考えていただきたいと思うのですが、それと効率的な広報を行っていく。この中で1点指摘があったのは、相手国のカウンターパートはよろしいのですが、アドミニストレーション部門が若干弱体であるということの指摘がございまして、この部分がネックになってなかなか進まないというふうなことがございまして、それをまた巻き込んだ形での対応を図っていくというふうなことが寛容ではないか。

JICA本部につきましても、ひとつそういうふうな広報活動を積極的に推進する上での、先ほど申し上げましたような予算の配慮ですが、広報はやはり金がかかるものであるということがございまして、いろいろなものを活用しながら効率的に行っていく。経費節減を図りながらやっていくということはもちろんですが、やはり必要な部分はございますので、予算の関係をお願いしたいということと、マニュアル等を作成いただければありがたいということと、情報の収集。各プロジェクトで実施しております広報事例を、今回のこの事例でござい

が、各プロジェクトに配付していただく等情報の関係をお願いしたいということで、後方支援でございますがよろしくお願ひしたいということでございます。

次に、林業分科会はコミュニケーションの関係につきまして議論いたしました。コミュニケーションの基本的な視点といたしましては、一番重要であるというふうな認識で一致しましたのは、7点あるのですが、その中でもやはり信頼、尊重関係、お互いの信頼関係をなくしてはコミュニケーションは成り立たないということを基本的なものとして据えて、そのための環境づくりを図っていくということが大切ではないか。最後に述べますが、その環境づくりのためにはリーダーが果たす役割は非常に大きいということで議論されました。情報の共有化、これはいろいろなレベルのコミュニケーションがあるわけでございますが、情報をそれぞれシェアしながらやるということは非常に重要であるということと、相手の能力の正当な評価をする。能力を評価してあげるというふうなことが必要であるということだと思っておりますが、情報も単なる情報、生の情報ではなくて、それをやはりそれぞれの段階に応じては、相手に応じては加工していく必要があるということでございます。先ほどの報告者の方からあったと思いますが、言葉の問題、これも非常に大きな問題で、言葉を介してやるわけでございますので、言葉をやはり現地語を使うか英語を使うかというふうな問題もあったわけでございますが、末端まで行くとなかなか英語は通じないというふうなことがございますが、その場合の言葉の問題がございまして。それと、公平を確保するということが非常に重要なことであるということでございます。それと、相手側の社会慣習。これは理解してそれを尊重していくというふうな心構えが必要であるということでございます。このような基本的な視点を置きまして、相手方とは接触機会、いろいろな機会があるのですが、これらを通じてコミュニケーションを図っていくということでございますが、そのための環境づくり、具体的には物理的なものと精神的なものがあるとは思いますが、いずれにしても環境づくりを図っていくということが基本的なポイントだということでございます。

コミュニケーションの主な対象と重要な視点につきましては、我々の部会では3つのタイプに分けて議論をいたしました。専門家相互のコミュニケーション。カウンターパートの専門家のコミュニケーション。最後はプロジェクトとJICA事務所、JICA本部のコミュニケーションというものを挙げさせていただいております。その中で一番基本になるのは、中のコミュニケーションがなくして外にはコミュニケーションできませんので、まずは専門家相互がコミュニケーションを十分に図るということから始まるのではないかとということで、1、2というふうなこと、1、3となっております。前提条件が、したがって専門家相互のコミュニケーションを図るということでございまして、これも専門家相互の信頼関係を保つということと、後にも若干述べるかもしれませんが、情報の共有化を図るということで、具体的な事例も報告されておりますが、情報の共有化あるいは公平性を確保していくということで、上の視点のいずれかに当てはまることではございますが、ということで心がけてやっていくということが重要であるということでございます。

カウンターパートと専門家の関係につきましては、これはもちろん非常に重要なポイントでございまして、この関係でもやはり相互の信頼関係だということで議論されたわけでございますが、その場合の留意すべきことといたしまして、やはりカウンターパートをアシスタントのような扱いをしない。やはりパートナーというふうな扱いでやるということで、見下したり使ったりというふうなことでアシスタントのような扱いをしない。専門家と同等であるということで彼らを尊重するということでございます。そういう態度を示す。それと、カウンターパートの扱いは、公平性。これも先ほど申し上げましたとおり、1つのプロジェクトで1人が専門家が5人も6人もカウンターパートを持っているというふうなプロジェクトもあるわけでございますが、その場合にもやはり公平性を確保しながら、それぞれのカウンターパートに応じて能力等を見極めながら公平につき合っていく、コ